

まちづくりの健康診断の見方

国土交通省 都市局 都市計画課

令和7年7月 策定

令和8年7月 改訂

第1部 まちづくりの健康診断の概要

- (1) まちづくりの健康診断とは？2
- (2) まちづくりの健康診断の活用方法2
- (3) まちづくりの健康診断の構成3
- (4) まちづくりの健康診断の作成単位4
- (5) まちづくりの健康診断の流れ4
- (6) まちづくりの健康診断と法定評価との関係性5

第2部 まちづくりの健康診断の記入要領

- (1) まちづくりの健康診断 様式 A について9
- (2) まちづくりの健康診断 様式 B について32
- (参考) 立地適正化計画を未作成の市町村について44

<参考>

- (1) 参考資料45
- (2) 問い合わせ先46
- (3) 改訂履歴47

はじめに

本マニュアルは、「立地適正化計画の実効性の向上に向けたあり方検討会とりまとめ（令和6年12月）」に基づいて実施する「まちづくりの健康診断」に関し、実施の目的、流れ、活用方法等の全体概要や健康診断を実施する際に配布・作成する資料の使い方や解釈、記入方法を解説するものです。

立地適正化計画は都市の長期的な体質改善を目的に、制度創設の当初から動的な運用を図ることを想定しています。一方、計画の見直しに係るデータ整備の負担等の課題があり、立地適正化計画作成から5年が経過しても評価を未実施の市町村が一定程度存在しています。

このため、市町村が見直しにおける主体的な役割を引き続き果たすことを前提としつつ、国土交通省が標準的な指標に係るデータを整備し、市町村単位で評価用レポートとして提供することに加え、見直しの参考方策や隣接市町村の状況についても提供することにより、見直しに係る市町村の負担を軽減し、適切な見直しを推進するため、「まちづくりの健康診断」として体系化しました。

なお、まちづくりの健康診断は、本マニュアルに基づき令和7年度から毎年実施します。今後その運用の状況を見ながら、必要に応じて改訂を検討します。

市町村においては、まちづくりの健康診断を活用しながら計画の実効性を高めていくことが望まれます。まちづくりの健康診断等を踏まえ、法定の評価（「法定の評価」の説明はP.5参照）及び計画の変更を実施する際は、立地適正化計画の手引き【評価編】を参照してください。

第1部 まちづくりの健康診断の概要

(1) まちづくりの健康診断とは？

立地適正化計画は、都市計画と一体となって動的な運用が求められる制度であり、法律上もおおむね5年ごとの評価に努めることとされている一方で、計画の見直しに係る職員の負担やコストが課題となっています。このような背景を踏まえ、市町村の負担軽減を目指し、立地適正化計画の適切な見直しを推進することを目的に体系化したものが「まちづくりの健康診断」になります。

まちづくりの健康診断において、国土交通省は、市町村がコンパクト・プラス・ネットワークの効果を定量的に把握・検証できるようデータを整備するほか、立地適正化計画に位置付けた施策等の実施状況を確認できる様式を提供します。さらに、見直しの参考方策や隣接市町村の動向、連携可能性のある市町村等の情報を提供します。これにより、市町村は自らの市町村に関する情報に加え、隣接市町村の状況も踏まえた見直しができるようになり、広域的な視点からも見直しの質が向上することが期待されます。

また、まちづくりの健康診断は、立地適正化計画を未作成の市町村にも提供されます。立地適正化計画未作成の市町村においても、国が収集・分析した人口動態や商業施設等の施設立地状況の経年変化等をはじめとする客観的な都市の各種指標の変化などを確認することにより、抱えている課題把握等に有効です。

(2) まちづくりの健康診断の活用方法

まちづくりの健康診断の活用方法は様々ありますが、おおむね5年に一度の法定評価の負担削減のために活用いただくことを想定しています。その際、隣接市町村のデータを確認することで、広域連携の検討や隣接市町村と連携した取組の検討等にも活用できます。

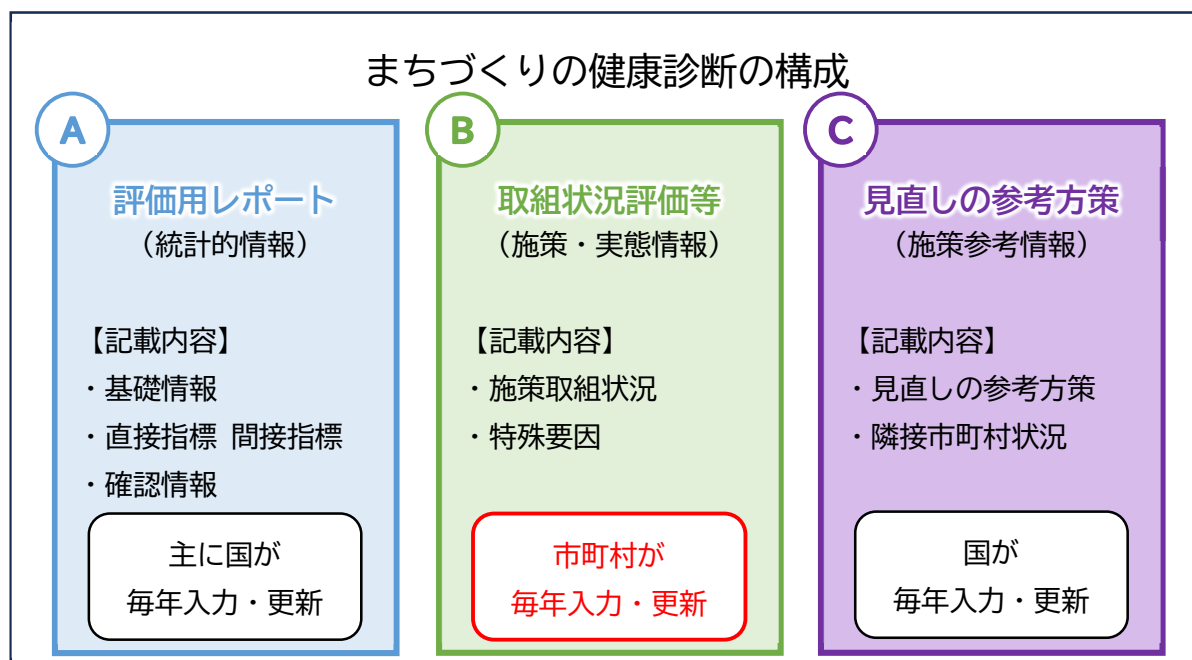
計画未作成の市町村においては、隣接市町村のほか、人口規模や将来人口の動向が類似している他市町村の計画作成事例を参考に、取組状況や効果を踏まえて、立地適正化計画の作成・検討に活用いただくことを想定しています。

都道府県においては、まちづくりの健康診断を都市計画区域単位、流域単位といった市町村界を超えた広域的な視点で確認し、広域的な取組の検討や広域連携に向けた市町村への働きかけの検討に活用いただくことを想定しています。

さらに、立地適正化計画の作成・見直し以外への活用方法として、市町村における「開発許可条例の見直し」や「市町村マスタープランの見直し」、都道府県等における「区域マスタープランの見直し」や非線引き都市計画区域における「線引き制度の導入・検討」等への活用が期待されます。

（３）まちづくりの健康診断の構成

まちづくりの健康診断は、国土交通省が情報提供を行う様式や市町村が記入する様式に分かれており、年に一度、一連の流れに基づき実施されます。様式A、B、Cの3つの様式により構成されます。



【図 まちづくりの健康診断の構成】

【様式Aについて】（※国土交通省が作成、市町村が一部入力・更新）

様式Aは、定量的な情報を国土交通省がまとめて都道府県、市町村へ提供するものです。人口や居住誘導区域の面積等の基礎情報、居住誘導区域内人口割合の変化といった直接指標、立地適正化計画の効果と関連する公共交通沿線人口割合等の間接指標、誘導区域と人口や乗合バスとの関係性を視覚化する参考図などを国土交通省が整備します。一部、立地適正化計画に基づく届出状況や誘導施設の立地状況等については、市町村に記入いただきます。詳細は第2部「まちづくりの健康診断の記入要領」をご覧ください。

なお、密度の経済の観点からは居住誘導区域内の人口割合が高まっていくことが重要ですが、極端な人口増加はインフラへの負荷の増加等、外部不経済※をもたらす可能性があるため、人口の局所的な増加についても把握できるよう、500mメッシュごとの人口増減が分かる情報を提供します。

【様式Bについて】（※市町村がすべて入力・更新）

様式Bは市町村が立地適正化計画に関連する施策の取組状況を記入するシートです。立地適正化計画は、計画の特性上、施策の効果がすぐに数値上に現れるものではありません。施策の取組状況を確認することで、様式Aの数値に一喜一憂するのではなく、長期的な視野から施策

※ 外部不経済：

ある活動が周囲の環境や社会等、第三者に不利益・損害を与えること。例えば、大気汚染等の公害、医療体制のひっ迫、騒音等の生活環境の悪化等。

の効果発現までの取組を整理することが重要です。

本様式では、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりに対してどのような取組を実施しているかを把握します。また、災害等の人口動態に大きく影響を与える外部要因についてもここで整理します。どのような取組が各項目に含まれるのかは第2部の記入要領をご覧ください。

【様式Cについて】（※国土交通省が作成）

上記の様式A、様式Bの記載をもとに、国土交通省は様式C（見直しの参考方策）を市町村に提供します。また、類似の都市属性の市町村の取組情報を掲載した事例集と、広域都市計画や防災の観点から参照することが考えられる隣接市町村の情報も提供します。ここで記載される見直しの参考方策は、あくまで参考の提示ですので、施策実施を強制するものではないことにご留意ください。

（４）まちづくりの健康診断の作成単位

まちづくりの健康診断のデータは市町村単位で作成・提供されます。東京都区部については、区単位で作成・提供されます。なお、東京都区部のデータのうち、公共交通沿線人口割合及び固定資産税収（土地）の変化については、東京都区部の合算値を示しています。

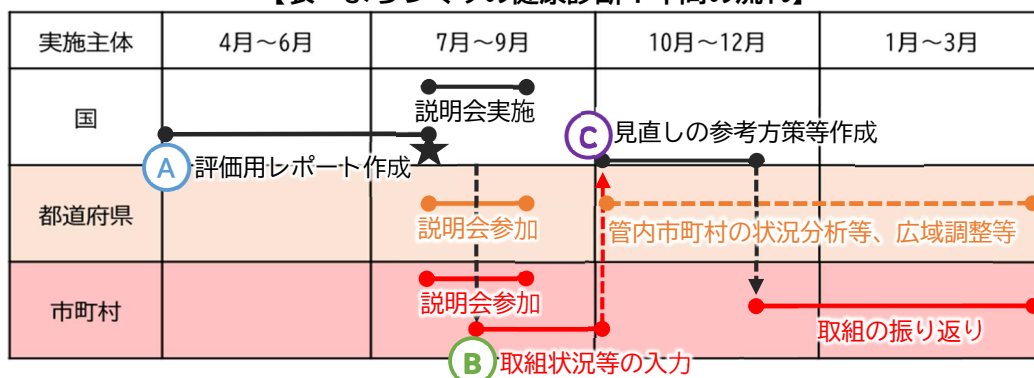
隣接市町村の状況や広域の観点から連携することが考えられる市町村の情報については概要を様式Cに記載し提供します。それ以外の周辺市町村のデータについて確認したい場合は、都道府県へお問い合わせください。

（５）まちづくりの健康診断の流れ

まちづくりの健康診断の1年間の流れは下表の通りです。市町村は、年に一度都道府県経由で様式Aと様式Bを受け取ります。様式Aを確認の上、取組状況等を様式Bに入力し、9月頃に都道府県経由で国土交通省への送付をお願いします。

年に一度国土交通省から提供される様式Cは、提供された様式A、様式Bをもとに、国が見直しの参考方策や隣接市町村の状況を記入の上で、12月頃に市町村に配布されます。市町村においては、この様式Cを参考に、取組の振り返りをお願いします。

【表 まちづくりの健康診断1年間の流れ】

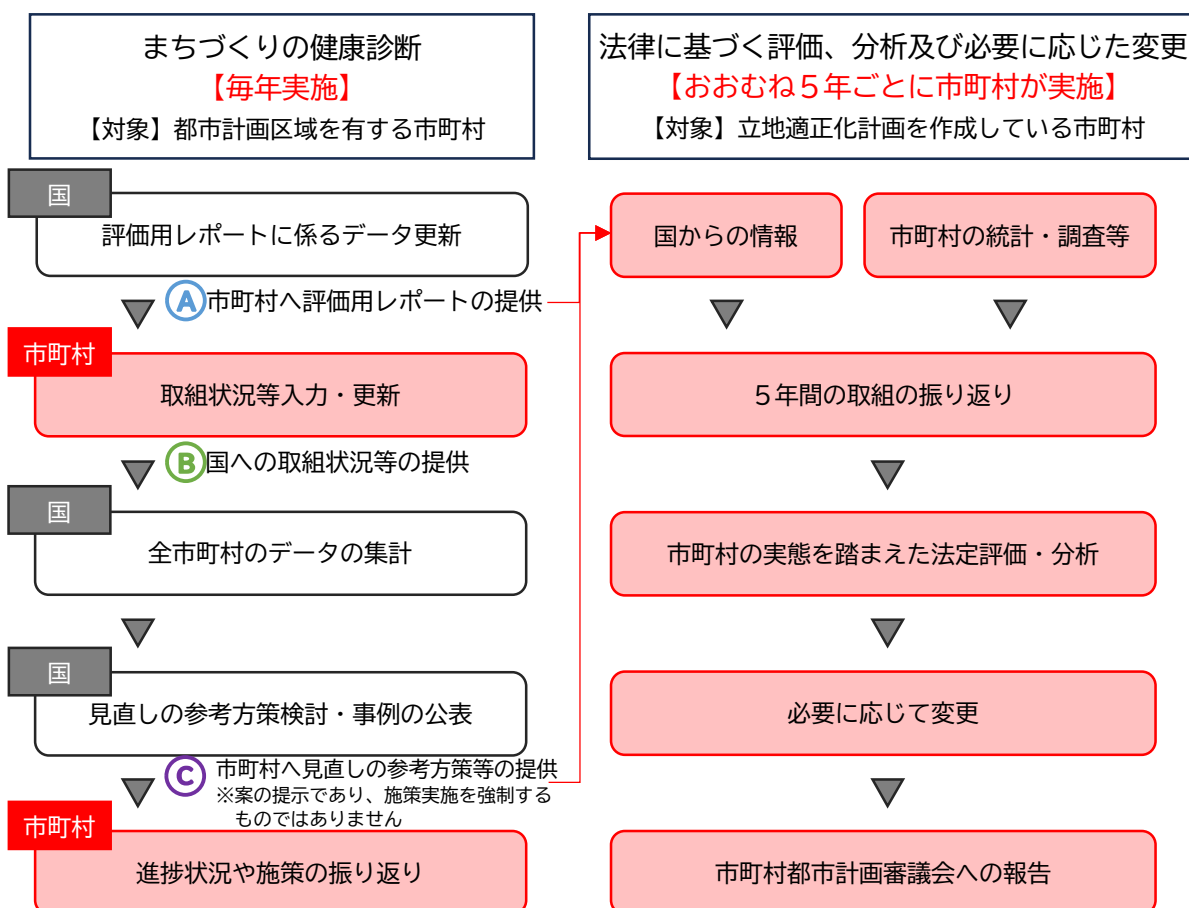


（６）まちづくりの健康診断と法定評価との関係性

立地適正化計画について、おおむね５年に一度、評価を実施し、必要に応じた計画の変更を行うことが法律上の努力義務となっています。こうした法定評価とまちづくりの健康診断の関係性は下図のとおりです。

立地適正化計画の作成・変更からおおむね５年が経過している市町村においては、これまでどおり、市町村が計画に位置づけた目標値や、まちづくりに関する様々なデータを分析・評価し、実効性を高めるために計画の変更が必要かどうかを検討することが重要です。また、法定評価については、都市計画審議会への報告も必要になります。

法定評価は、市町村の実態に合わせて実施するものであり、必ずしも国土交通省から提供される様式に従い実施するものではありません。計画の特性上、市町村が主体的に評価、分析及び必要に応じた変更をしていただき、計画の実効性を高めていくことが重要となります。また、見直し後も継続的な計画の運用を行っていただく必要があります。法定評価の具体的な手順等については立地適正化計画の手引き【評価編】をご覧ください。



【図 まちづくりの健康診断と法定評価の関係】

なお、まちづくりの健康診断の結果は以下のような観点で、法定評価に活用いただくことを想定しています。

1) 都市の現状把握

様式Aは、国土交通省が関連するデータを整備し、評価用レポートを市町村に提供するものです。人口や居住誘導区域の面積等の都市構造に係る基礎情報のほか、居住誘導区域内人口割合、公共交通沿線人口割合等を整理して提供します。立地適正化計画の評価指標として設定した指標の実績値とあわせて確認いただくことで、より客観的な視点から、都市の状況を把握することが可能となります。

2) 施策の実施状況の把握

様式Bは、市町村の誘導施策の実施状況及び活用実績、関連する都市計画制度の運用状況等を記入できるチェックシートとなっています。計画の変更にあたっては、これまでの取組実績を踏まえ、次なる施策を検討することが重要です。

3) 施策の効果発現状況と要因の整理

様式A及びBを組み合わせることで、誘導施策の効果発現状況とその要因を整理することができます。効果が発現している場合はより効果を高めていく取組を、効果が十分に発現していない、または指標が悪化している場合には改善に向けた取組を検討することが重要です。

4) 見直し方策の検討

様式Cは国土交通省が提供する見直し参考方策が記載された様式になります。市町村が見直しを実施する際に参考となりうる同規模市町村の取組事例や隣接市町村の基礎データ、広域的な連携可能性のある市町村について情報を提供します。こうした情報も活用いただくことで、より実効性の高い計画に見直していくことが可能となります。

Q & A

Q. 都市のあり方や置かれた状況は異なるため、「まちづくりの健康診断」として国が一律に都市を評価することは、都市の多様性を否定するものではないでしょうか？

A. まちづくりの健康診断では、立地適正化計画の評価や進捗管理に係る基礎的な情報を市町村に配布します。これは全国の市町村における見直しの負担軽減、基礎データの標準化による見直しの質の向上を目的としたものであり、国土交通省が一律に市町村の取組を評価するものではありません。

Q. 立地適正化計画に目標値や評価についても記載していますが、まちづくりの健康診断と、市町村が実施する評価との関係はどうなるのでしょうか。まちづくりの健康診断があれば、市町村では評価を実施しなくても良いのでしょうか？

A. おおむね5年に一度の法定評価に関しては、これまでどおり計画に位置付けた目標値の進捗管理を中心に市町村で評価を実施していただきます。その際、まちづくりの健康診断もあわせて活用いただくことで、評価におけるデータ整備の負担軽減や、目標値に設定していない数値の動向等についても多角的に把握でき、より良い法定評価が進み、適切に計画の変更が行われるものと考えています。

Q. 立地適正化計画の評価は法律上おおむね5年ごととされている一方、なぜまちづくりの健康診断は毎年実施されるのでしょうか。まちの状況は1年で大きく変わるとは思えません。

A. 立地適正化計画は、創設当初から計画の“動的な運用”を前提に作られており、長い期間をかけて適切に見直しをしつつ、運用していく計画になります。計画に位置づけられた取組は段階的に実施していく必要があるため、毎年のまちづくりの健康診断において、その方向性や進捗確認を行っていただき、5年に一度の法定評価に向けた準備をしていただくことを想定しています。また、国土交通省としては、市町村に記入いただいた結果から動向を把握することで、取組の優良事例の提供や広域連携に係る情報提供をしていきます。

Q. 国土交通省が示す標準的な指標が良好ではない場合、何らかのペナルティがあるのでしょうか。

A. 立地適正化計画制度は、指標の数値をもって何らかのペナルティがあるといったことはありません。ただし、誘導施策が効果的ではない場合等が考えられますので、計画の適切な評価に繋げてください。

Q. 令和7年度以前に立地適正化計画の評価を行った場合、まちづくりの健康診断を受けて再度評価を行う必要があるのでしょうか。

A. すでに評価を行っている場合、再度評価をやり直す必要はありません。

Q. 様式AやBについて、毎年市町村が記入しないといけないのは負担です。毎年入力する必要があるのでしょうか？

A. まちづくりの健康診断は、都市計画区域を有する市町村のご担当者に毎年お送りしますが、初年度以降は前年度の回答の時点更新を行っていただき、市町村の負担にならないよう配慮しながら実施します。

Q. 様式C「見直しの参考方策」どおりに見直しすることが義務なのでしょうか？

A. 様式C「見直しの参考方策」は、立地適正化計画の実効性を高めるために、市町村においてどのような施策をとりうるかの着想を得るための参考として提供するものであり、記載された内容どおりに見直していただく必要はありません。市町村の置かれた状況や、目指す都市像を踏まえて市町村が主体となって見直しを行っていただくことが重要であると考えています。

Q. 5年に一度の法定評価・見直しの負担削減のために活用するというのは、具体的にどのように活用することが考えられますか？

A. 様式Aでは、持続可能な都市構造の観点から立地適正化計画に係る基礎情報（計画未作成や計画作成済であっても誘導区域GISデータが未提出の市町村では、一部情報を未掲載）を提供、様式Bでは取組状況のチェックリストを用いて確認いただけます。これらは、立地適正化計画のみならず、都市計画に関する計画等の見直しや都市の基本的な状況を把握する上で必要な情報となります。

様式Cでは、立地適正化計画を作成している市町村のうち、人口規模や線引きの有無等の条件が類似している市町村で実施されている取組事例を提供します。また、都道府県においては広域的な視点で連携の可能性がある市町村を提示することで管内市町村の状況分析や広域調整に活用いただけます。

上記の情報や視点を踏まえ、必要に応じた計画の評価・変更等に際し、まちづくりの健康診断を活用いただくことを考えています。

Q. 立地適正化計画の評価と都市再生整備計画事業等（都市構造再編集集中支援事業、都市再生整備計画事業、まちなかウォーカブル推進事業）の評価の関係は、どのように考えればよいでしょうか？

A. 都市再生整備計画を作成して実施する都市再生整備計画事業等においては、当該整備計画の目標を掲げて事業を実施した後、事後評価を行います。その際、特に、立地適正化計画に基づく取組が支援対象となる都市構造再編集集中支援事業では、立地適正化計画の評価を都市再生整備計画の評価に活用することも考えられます。ただし、都市再生整備計画事業等が原則おおむね3～5年の交付期間とされている一方、立地適正化計画は20年を見据えた計画であること、立地適正化計画に基づいて行われる施策は都市再生整備計画事業等に限られるものではないことから、安易に同じ指標や目標値を定めることは望ましいと言えます。立地適正化計画で目指す都市像と、そのなかで都市再生整備計画事業等が果たす役割を検討した上で、両計画の目標の関係を検討することが望ましいと言えます。

第2部 まちづくりの健康診断の記入要領

(1) まちづくりの健康診断 様式Aについて

様式A「評価用レポート」	作成者	国土交通省、※一部市町村	更新頻度	毎年																																																																								
基礎情報 ■ 立地適正化計画 作成済 ■ GISデータ 居住誘導区域データ 提出済 都市機能誘導区域データ 提出済 ■ 立地適正化計画作成・変更年月 2018/04 2025/03 ■ 防災指針作成・変更年月 2025/03 - ■ 地域公共交通計画の有無 有 ■ 最新人口・面積・人口密度 <table border="1" style="width: 100%; font-size: 0.8em;"> <tr> <th>行政区</th> <th>人口</th> <th>面積</th> <th>人口密度</th> </tr> <tr> <td>行政区域</td> <td>158,286人</td> <td>100.0%</td> <td>206.6 km² 100.0% 7.7人/ha</td> </tr> <tr> <td>都市計画区域</td> <td>151,800人</td> <td>95.9%</td> <td>83.1 km² 40.2% 18.3人/ha</td> </tr> <tr> <td>市街化区域</td> <td>130,200人</td> <td>82.3%</td> <td>34.6 km² 16.8% 37.6人/ha</td> </tr> <tr> <td>市街化調整区域</td> <td>21,500人</td> <td>13.6%</td> <td>48.5 km² 23.5% 4.4人/ha</td> </tr> <tr> <td>*用途地域</td> <td>120,316人</td> <td>76.0%</td> <td>34.7 km² 16.8% 34.6人/ha</td> </tr> <tr> <td>*(除く、工業、工業)</td> <td>116,619人</td> <td>73.7%</td> <td>30.8 km² 14.9% 37.9人/ha</td> </tr> <tr> <td>*居住誘導区域</td> <td>104,983人</td> <td>66.3%</td> <td>27.1 km² 13.1% 38.8人/ha</td> </tr> <tr> <td>*都市機能誘導区域</td> <td>47,832人</td> <td>30.2%</td> <td>11.2 km² 5.4% 42.7人/ha</td> </tr> </table> ■ 人口集中地区 (DID) <table border="1" style="width: 100%; font-size: 0.8em;"> <tr> <th>2015</th> <th>2020</th> <th>変化</th> </tr> <tr> <td>人口集中地区人口</td> <td>93,199人 → 95,817人</td> <td>+2.8%</td> </tr> <tr> <td>人口集中地区面積</td> <td>21.5 km² → 23.0 km²</td> <td>+1.5%</td> </tr> <tr> <td>人口集中地区人口密度</td> <td>43.4人/ha → 41.6人/ha</td> <td>-1.8人/ha</td> </tr> <tr> <td>*居住誘導区域面積/人口集中地区面積</td> <td>125.8% → 117.6%</td> <td>-8.2pt</td> </tr> </table> ■ 就業状況 <table border="1" style="width: 100%; font-size: 0.8em;"> <tr> <th>2015</th> <th>2020</th> <th>変化</th> </tr> <tr> <td>昼夜間人口比率</td> <td>103.5% → 104.0%</td> <td>+0.5pt</td> </tr> <tr> <td>自市町村に就業・通学している総数 (A)</td> <td>106,863人 → 107,564人</td> <td>+0.7%</td> </tr> <tr> <td>自市町村の居住者のうち就業・通学している総数 (A')</td> <td>101,330人 → 101,310人</td> <td>-0.0%</td> </tr> <tr> <td>自市町村内で就業・通学している総数 (B)</td> <td>68,051人 → 67,847人</td> <td>-0.3%</td> </tr> <tr> <td>他市町村からの流入人口 (A-B)</td> <td>38,812人 → 39,717人</td> <td>+2.3%</td> </tr> <tr> <td>他市町村への流出人口 (A'-B)</td> <td>33,279人 → 33,463人</td> <td>+0.6%</td> </tr> </table> ■ 居住誘導区域の目標人口 目標年次 近い年次を選択 → 2040年 A: 居住誘導区域の目標人口 115,503人 2035 2040 2045 145,911人 ■ 将来人口 (社入研推計) 20,452人 154,850人 140,908人 ■ 将来人口と目標人口の関係性 * B: 居住誘導区域人口 (2040年) 104,983人 * C: 居住誘導区域将来人口 (目標年次) 95,051人 * b: 居住誘導区域外人口 (2040年) 53,303人 * c: 居住誘導区域外将来人口 (目標年次) 45,857人 * D: 必要誘導人口 (目標人口 [A] - 居住誘導区域人口 [B]) 20,452人 * 居住誘導区域人口減少 (b-c) に対する必要誘導人口 [D] の割合 44.6% * 居住誘導区域外人口増加 (c-b) に対する必要誘導人口 [D] の割合 44.6% 転入超過数5年平均 (国内) -326人 転入超過数5年平均 (国内+国外) 161人 ■ 届出件数 居住誘導区域に関する届出件数 (都市再生特別措置法第8条第1項) 11件 都市機能誘導区域に関する誘導施設の届出件数 (都市再生特別措置法第10条第1項) 5件 都市機能誘導区域に関する誘導施設廃止届出の届出件数 (都市再生特別措置法第10条の2第1項) 0件					行政区	人口	面積	人口密度	行政区域	158,286人	100.0%	206.6 km ² 100.0% 7.7人/ha	都市計画区域	151,800人	95.9%	83.1 km ² 40.2% 18.3人/ha	市街化区域	130,200人	82.3%	34.6 km ² 16.8% 37.6人/ha	市街化調整区域	21,500人	13.6%	48.5 km ² 23.5% 4.4人/ha	*用途地域	120,316人	76.0%	34.7 km ² 16.8% 34.6人/ha	*(除く、工業、工業)	116,619人	73.7%	30.8 km ² 14.9% 37.9人/ha	*居住誘導区域	104,983人	66.3%	27.1 km ² 13.1% 38.8人/ha	*都市機能誘導区域	47,832人	30.2%	11.2 km ² 5.4% 42.7人/ha	2015	2020	変化	人口集中地区人口	93,199人 → 95,817人	+2.8%	人口集中地区面積	21.5 km ² → 23.0 km ²	+1.5%	人口集中地区人口密度	43.4人/ha → 41.6人/ha	-1.8人/ha	*居住誘導区域面積/人口集中地区面積	125.8% → 117.6%	-8.2pt	2015	2020	変化	昼夜間人口比率	103.5% → 104.0%	+0.5pt	自市町村に就業・通学している総数 (A)	106,863人 → 107,564人	+0.7%	自市町村の居住者のうち就業・通学している総数 (A')	101,330人 → 101,310人	-0.0%	自市町村内で就業・通学している総数 (B)	68,051人 → 67,847人	-0.3%	他市町村からの流入人口 (A-B)	38,812人 → 39,717人	+2.3%	他市町村への流出人口 (A'-B)	33,279人 → 33,463人	+0.6%
行政区	人口	面積	人口密度																																																																									
行政区域	158,286人	100.0%	206.6 km ² 100.0% 7.7人/ha																																																																									
都市計画区域	151,800人	95.9%	83.1 km ² 40.2% 18.3人/ha																																																																									
市街化区域	130,200人	82.3%	34.6 km ² 16.8% 37.6人/ha																																																																									
市街化調整区域	21,500人	13.6%	48.5 km ² 23.5% 4.4人/ha																																																																									
*用途地域	120,316人	76.0%	34.7 km ² 16.8% 34.6人/ha																																																																									
*(除く、工業、工業)	116,619人	73.7%	30.8 km ² 14.9% 37.9人/ha																																																																									
*居住誘導区域	104,983人	66.3%	27.1 km ² 13.1% 38.8人/ha																																																																									
*都市機能誘導区域	47,832人	30.2%	11.2 km ² 5.4% 42.7人/ha																																																																									
2015	2020	変化																																																																										
人口集中地区人口	93,199人 → 95,817人	+2.8%																																																																										
人口集中地区面積	21.5 km ² → 23.0 km ²	+1.5%																																																																										
人口集中地区人口密度	43.4人/ha → 41.6人/ha	-1.8人/ha																																																																										
*居住誘導区域面積/人口集中地区面積	125.8% → 117.6%	-8.2pt																																																																										
2015	2020	変化																																																																										
昼夜間人口比率	103.5% → 104.0%	+0.5pt																																																																										
自市町村に就業・通学している総数 (A)	106,863人 → 107,564人	+0.7%																																																																										
自市町村の居住者のうち就業・通学している総数 (A')	101,330人 → 101,310人	-0.0%																																																																										
自市町村内で就業・通学している総数 (B)	68,051人 → 67,847人	-0.3%																																																																										
他市町村からの流入人口 (A-B)	38,812人 → 39,717人	+2.3%																																																																										
他市町村への流出人口 (A'-B)	33,279人 → 33,463人	+0.6%																																																																										
直接指標 ■ 居住誘導 ■ 居住誘導区域内人口割合 2015 65.5% → 2020 66.3% +0.8pt 104,676人 104,983人 159,879人 158,286人 ■ *(補足指標) 過去トレンドとの比較 2010 63.4% → 2015 66.3% → 2020 66.3% 102,237人 161,160人 ■ *(補足指標) 居住誘導区域内人口密度 2015 38.7人/ha → 2020 38.8人/ha +0.1人/ha ■ 都市機能誘導 ■ 誘導施設の都市機能誘導区域内割合 設定年 47.5% → 最新年 46.1% -1.4pt (都市機能誘導区域内の誘導施設数) 290 → 611 (行政区域全域の誘導施設数) 288 → 625 ■ *(補足指標) 一定の都市機能の区域別施設数 <table border="1" style="width: 100%; font-size: 0.8em;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">都市機能誘導区域内/全域</th> <th colspan="3">居住誘導区域内/全域</th> <th colspan="3">誘導区域外/全域</th> </tr> <tr> <th>2015</th> <th>2020</th> <th>増減</th> <th>2015</th> <th>2020</th> <th>増減</th> <th>2015</th> <th>2020</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①全体</td> <td>185/453</td> <td>191/476</td> <td>+1.4pt</td> <td>137/453</td> <td>145/476</td> <td>+0.3pt</td> <td>30.2%</td> <td>30.5%</td> <td>+0.3pt</td> </tr> <tr> <td>②行政+文化交流</td> <td>10/21</td> <td>10/21</td> <td>±0.0pt</td> <td>11/21</td> <td>11/21</td> <td>±0.0pt</td> <td>47.6%</td> <td>47.6%</td> <td>±0.0pt</td> </tr> <tr> <td>③教育+子育て</td> <td>28/66</td> <td>25/60</td> <td>-0.7pt</td> <td>42/66</td> <td>36/60</td> <td>-3.6pt</td> <td>24/66</td> <td>24/60</td> <td>+3.6pt</td> </tr> <tr> <td>④介護福祉+医療</td> <td>139/346</td> <td>147/377</td> <td>+1.2pt</td> <td>248/346</td> <td>271/377</td> <td>+0.2pt</td> <td>28.3%</td> <td>28.1%</td> <td>-0.2pt</td> </tr> <tr> <td>⑤商業</td> <td>8/20</td> <td>9/18</td> <td>+10.0pt</td> <td>15/20</td> <td>13/18</td> <td>-2.8pt</td> <td>5/20</td> <td>5/18</td> <td>+2.8pt</td> </tr> </tbody> </table>					区分	都市機能誘導区域内/全域			居住誘導区域内/全域			誘導区域外/全域			2015	2020	増減	2015	2020	増減	2015	2020	増減	①全体	185/453	191/476	+1.4pt	137/453	145/476	+0.3pt	30.2%	30.5%	+0.3pt	②行政+文化交流	10/21	10/21	±0.0pt	11/21	11/21	±0.0pt	47.6%	47.6%	±0.0pt	③教育+子育て	28/66	25/60	-0.7pt	42/66	36/60	-3.6pt	24/66	24/60	+3.6pt	④介護福祉+医療	139/346	147/377	+1.2pt	248/346	271/377	+0.2pt	28.3%	28.1%	-0.2pt	⑤商業	8/20	9/18	+10.0pt	15/20	13/18	-2.8pt	5/20	5/18	+2.8pt			
区分	都市機能誘導区域内/全域			居住誘導区域内/全域			誘導区域外/全域																																																																					
	2015	2020	増減	2015	2020	増減	2015	2020	増減																																																																			
①全体	185/453	191/476	+1.4pt	137/453	145/476	+0.3pt	30.2%	30.5%	+0.3pt																																																																			
②行政+文化交流	10/21	10/21	±0.0pt	11/21	11/21	±0.0pt	47.6%	47.6%	±0.0pt																																																																			
③教育+子育て	28/66	25/60	-0.7pt	42/66	36/60	-3.6pt	24/66	24/60	+3.6pt																																																																			
④介護福祉+医療	139/346	147/377	+1.2pt	248/346	271/377	+0.2pt	28.3%	28.1%	-0.2pt																																																																			
⑤商業	8/20	9/18	+10.0pt	15/20	13/18	-2.8pt	5/20	5/18	+2.8pt																																																																			
間接指標 ■ 公共交通 ■ 公共交通沿線人口割合 2015 69.4% → 2020 69.4% ±0.0pt ■ 乗合バス運行回数ランク別人口割合 50回以上 30~49回 20~29回 10~19回 9回未満 非沿線 人口割合(%) 8.4 13.3 12.8 12.3 8.2 45.1 ■ 乗合バス運行回数ランク別人口割合 50回以上 30~49回 20~29回 10~19回 9回未満 非沿線 人口割合(%) 8.4 13.3 12.8 12.3 8.2 45.1 ■ 乗合バス運行回数ランク別指標 乗合バス利用割合(%) 3.5 → 2.8 沿線平均: 2.8% 対居住地人口密度 [人/ha] 45.6人/ha ■ 指標の見方 乗合バス運行回数ランク別人口割合 公共交通が利用しやすい地域への居住の状況 対居住地人口密度 公共交通が利用しやすい地域において都市機能や居住が集約され、メロリのある都市構造が形成されているか 乗合バス利用割合 公共交通が利用しやすい地域において公共交通を日常的 (通勤・通学時) に利用しているか ■ グラフ形状の見方 乗合バス運行回数ランク別のグラフは、一般的に右対角の形状となる場合が多く見られます。一方で、グラフが横ばい (一帯) または凹みのある形状を示す場合は、「市街地の拡散が進んでいる」「乗合バスの運行回数を高めても利用が十分に増えたとせず、サービスが十分に活用されていない」といった可能性が考えられます。																																																																												
財政 ■ 固定資産税 (土地) の変化 2010-2015 -5.0% → 2015-2020 -2.6% +2.4pt ■ 固定資産税 (土地) の推移 2010 5,200 → 2024 4,000 ■ 一人当たり歳入額の変化 (参考) 2014-2019 2.8% → 2019-2024 1.4% -1.4pt ■ 財政力指数 2024 0.84 ■ 災害リスク高エリア人口割合 2015 47.6% → 2020 47.9% +0.3pt 洪水計画現況 0.5m以上 5.0% → 5.0% ±0.0pt 洪水計画現況 3.0m以上 59.7% → 60.1% +0.4pt 津波想定最大 3.0m以上 - - 津波想定最大 2.0m以上 - -																																																																												

*印は国土交通省による推計値

目 的	持続可能な都市構造の観点から、市町村の定量的なデータを示し、立地適正化計画に基づく誘導効果を把握します。	
内 容	国土交通省が国勢調査等の統一的な基準で数値を算出したものになります。	
留意点	一部、市町村にて記入いただきたい項目があります。	
記 載 項 目	参 照 先	
基礎情報	・市町村の基本情報 ・立地適正化計画の作成・変更状況 ・都市計画区域に関する事項 ・誘導区域の人口、面積、届出件数 ・区域（市町村）MP、地域公共交通計画 ・人口集中地区（DID）に関する事項 ・就業状況に関する事項 等	11 ページ ～ 14 ページ
直接指標	・居住誘導区域内人口割合 ⇒補足指標：過去トレンドとの比較、居住誘導区域内人口密度 ⇒確認情報：メッシュ別人口増減変化 ⇒参考図(1)：誘導区域×人口密度 ⇒参考図(2)：誘導区域×人口増減数（2015（平成 27）年→2020（令和 2）年） ⇒参考図(3)：誘導区域×人口増減率（2015（平成 27）年→2020（令和 2）年） ・誘導施設の都市機能誘導区域内割合 ⇒補足指標：一定の都市機能の区域別施設数	15 ページ ～ 24 ページ
間接指標	・公共交通沿線の人口割合、乗合バス運行ランク別人口割合、乗合バス運行回数ランク別指標 ⇒参考図(4)：乗合バス運行本数×人口密度 ⇒参考図(5)：乗合バス運行本数×誘導区域 ・固定資産税収（土地）の変化、固定資産税収（土地）の推移、一人当たり歳出額の変化（参考）、財政力指数 ・災害リスク高エリア人口割合	25 ページ ～ 30 ページ

※今後、まちづくりの健康診断を実施していく中で、指標の変更等を行う場合があります。

<基礎情報の見方と算出方法>

基礎情報			
項目		使用データ	算出方法
立地適正化計画作成状況		作成状況を国土交通省で記載	
立地適正化計画作成・変更年月		市町村が記入	
GIS データ提出状況		提出状況を国土交通省で記載	
防災指針作成・変更年月		市町村が記入	
地域公共交通計画の有無		市町村が記入	
市町村都市計画マスタープラン最終更新年月日		市町村が記入	
都市計画区域マスタープラン最終更新年月日		市町村が記入	
最新人口・ 面積・ 人口密度	行政区域人口	国勢調査（2015、2020）	
	行政区域面積	全国都道府県市区町村別面積調（2026）	
	都市計画区域人口・面積	都市計画現況調査（2025）	
	市街化区域人口・面積	都市計画現況調査（2025）	
	市街化調整区域人口・面積	都市計画現況調査（2025）	
	用途地域人口	国勢調査（2015、2020）	メッシュデータを基に GIS で算出
	用途地域面積	都市計画現況調査（2025）	
誘導区域人口・面積		都市計画決定 GIS データ	都市計画決定 GIS データを基に集計
将来人口		日本の地域別将来推計人口（2023 推計）	
人口集中地区 (DID)	人口集中地区人口	国勢調査（2015、2020）	
	人口集中地区面積	国勢調査（2015、2020）	
	人口集中地区人口密度	国勢調査（2015、2020）	
	人口集中地区面積に対する 居住誘導区域面積の割合	国勢調査、 都市計画決定GISデータ	国勢調査の人口集中地区面積に対する都市計画決定 GIS データで算出する居住誘導区域面積により算出
就業状況	昼夜間人口比率	国勢調査（2015、2020）	
	市町村に就業・通学している総数	国勢調査（2015、2020）	
	自市町村の居住者のうち 就業・通学している総数	国勢調査（2015、2020）	
	自市町村内で就業・通学している総数	国勢調査（2015、2020）	
	他市町村からの流入人口・ 他市町村への流出人口	国勢調査（2015、2020）	
目標年次、居住誘導区域の目標人口		市町村が記入	
居住誘導区域に関する届出件数 （都市再生特別措置法第 88 条第 1 項）		市町村が記入	
都市機能誘導区域に関する誘導施設の届出件数 （都市再生特別措置法第 108 条第 1 項）		市町村が記入	
都市機能誘導区域に関する誘導施設休廃止の届出件数 （都市再生特別措置法第 108 条の二第 1 項）		市町村が記入	
将来人口と目標人口の関係性		自動計算（計算に必要な居住誘導区域の目標人口は市町村が記入）	
転入超過数 5 年平均		住民基本台帳人口移動報告（2021～2026）	

※ピンク色のセルは市町村が記入してください。

※届出件数については、前年度 1 年分の数値を回答してください。

Q & A

Q. 様式Aの数字に誤りがあります。どのように訂正すれば良いでしょうか

A. 記載の数値は、国土交通省に提供された都市計画現況調査等の数値に基づいているため、まずは上記調査等に係るお手元のデータの確認をお願いします。その上で修正等が必要と考えられる場合は、都道府県を通じて地方整備局等へ相談ください。

Q. 届出件数を把握していません。どうすればよいのでしょうか。

A. 市町村において、担当課に届出件数等の確認をお願いします。

<基礎情報における「将来人口と目標人口の関係性」の見方>

居住誘導区域内の目標人口と将来人口、現在人口から将来人口と目標人口の関係性を整理します。

目標達成に必要な誘導人口が居住誘導区域内の人口減少抑制や居住誘導区域外からの誘導で達成可能かどうかを把握します。

将来人口と目標人口の関係性

$$\begin{aligned} \text{居住誘導区域内の人口減少に対する} &= \frac{\text{必要誘導人口}}{\text{現在人口} - \text{将来人口}} \\ \text{必要誘導人口の割合} & \\ \text{居住誘導区域外の将来人口に対する} &= \frac{\text{必要誘導人口}}{\text{居住誘導区域外の将来人口}} \\ \text{必要誘導人口の割合} & \end{aligned}$$

目標人口：市町村が定めた目標とする居住誘導区域内人口
将来人口：国立社会保障・人口問題研究所データを基に算出した居住誘導区域内の将来推計人口
必要誘導人口：目標人口から想定人口を引いた人口

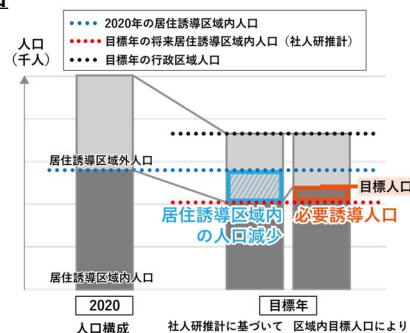
■数値及びグラフの見方

<将来人口が現在人口より減少する都市の見方>

・目標人口が現在人口より低く、将来人口より高く設定されている場合

→居住誘導区域内で見込まれる人口減少幅の範囲内で目標人口が設定されている状態を示しており、「居住誘導区域人口減少【B-C】に対する必要誘導人口【D】の割合」が0～100%の間となります。

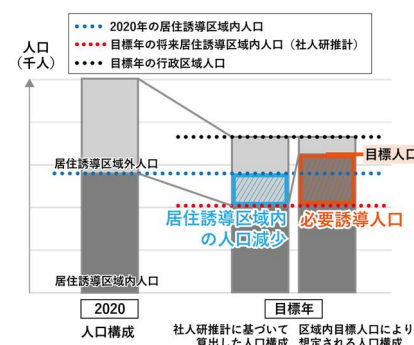
→引き続き、人口減少の抑制や定住促進などにより、目標人口の実現を目指す目標設定となっているか確認することが望めます。



・目標人口が現在人口と将来人口より高く設定されている場合

→目標人口が現在人口以上に設定されている状態を示しており、「居住誘導区域人口減少【B-C】に対する必要誘導人口【D】の割合」が100%を越える数値となります。

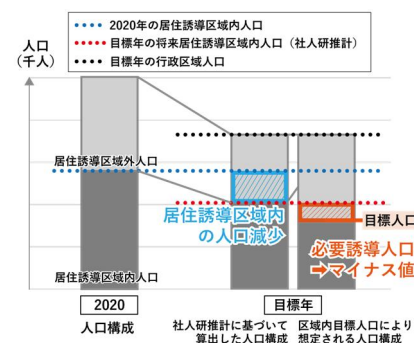
→人口減少の抑制に加え、居住誘導区域外からの居住誘導や転入促進等をどの程度見込んで設定しているか、実現可能な目標設定なのかなど、目標人口の設定根拠を確認することが望めます。



・目標人口が現在人口と将来人口より低く設定されている場合

→目標人口が将来人口を下回って設定されている状態であり、「居住誘導区域人口減少【B-C】に対する必要誘導人口【D】の割合」がマイナスの数値となります。

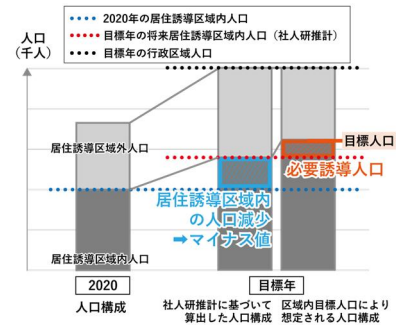
→目標人口が将来人口を下回る理由や、目標人口の設定根拠を確認することが望めます。



<将来人口が現在人口より増加する都市の見方>

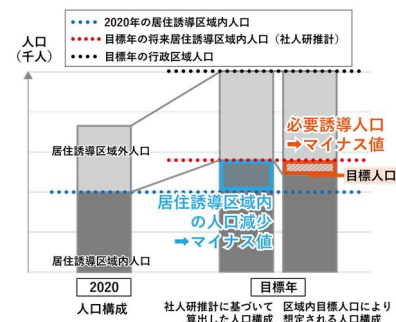
・ 目標人口が現在人口と将来人口より高く設定されている場合

- 将来人口を超える人口水準を目標としている状態を示しており、「居住誘導区域人口減少【B-C】に対する必要誘導人口【D】の割合」がマイナスの数値となります。
- 将来人口を上回る人口を目標とした理由や想定している人口流入・定住促進の考え方など、設定根拠について確認することが望まれます。



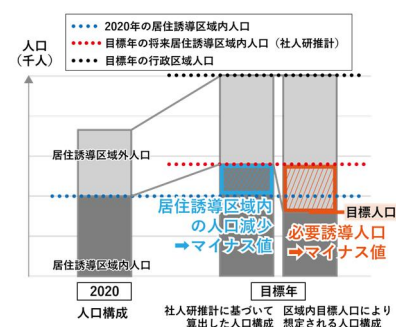
・ 目標人口が現在人口より高く、将来人口より低く設定されている場合

- 居住誘導区域内で見込まれる人口増加幅の範囲内で目標人口が設定されている状態を示しており、「居住誘導区域人口減少【B-C】に対する必要誘導人口【D】の割合」が0～100%の間となります。
- 将来人口と目標人口の差分や目標人口の設定根拠について確認することが望まれます。



・ 目標人口が現在人口と将来人口より低く設定されている場合

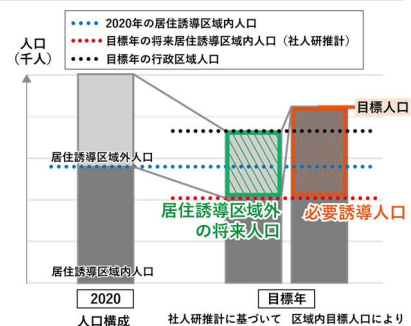
- 将来人口及び現在人口よりも低い人口水準を目標としている状態を示しており、「居住誘導区域人口減少【B-C】に対する必要誘導人口【D】の割合」が100%を越える数値となります。
- 将来人口や現在人口との関係を踏まえた目標人口の設定根拠について確認することが望まれます。



<目標人口が都市全域の将来人口より高く設定されている都市の見方>

・ 目標人口が都市全域の将来人口より高く設定されている場合

- 必要誘導人口【D】が居住誘導区域外の将来人口を上回る状態を示しており、「居住誘導区域外将来人口【c】に対する必要誘導人口【D】の割合」が100%を越える数値となります。
- 目標人口と居住誘導区域外人口との規模の関係を踏まえて、目標人口の設定根拠を確認することが望まれます。



<直接指標の見方と算出方法>

直接指標	
居住誘導	居住誘導区域内人口割合
居住誘導区域内への人口の誘導状況を整理します。 基準年（2015 年）の行政区域内人口に占める居住誘導区域内人口の割合と評価年（2020 年）の割合を比較し、高まっているかどうかを把握します。	居住誘導区域内人口割合 $\frac{p(2020\text{年})}{P(2020\text{年})} \geq \frac{p(2015\text{年})}{P(2015\text{年})}$ p: 居住誘導区域内人口 P: 行政区域内人口
■数値の見方	
居住誘導区域内人口割合が増加している場合 ⇒居住誘導区域内への誘導が進んでいます。ただし、居住誘導区域内の人口割合が相対的に高まっていても、行政区域内人口の減少が著しい場合、生活利便施設の撤退等が起きる可能性があります。補足指標である「居住誘導区域内人口密度」もあわせて確認することが重要です。また、局所的な人口増減により割合が高まっている場合、将来的に問題が生じる恐れがあります。局所的な人口増減については、別途提供している「確認情報（メッシュ別人口増減変化）」や「参考図(1)～(3)」を用いて確認してください。 例えば、タワーマンションの開発等により人口が局所的に増加した場合、小学校や道路等のインフラが不足し、新たな公共投資が必要になる可能性があります。 居住誘導区域内人口割合が減少している場合 ⇒居住誘導区域外での住宅の新規開発や誘導区域内の都市機能の低下等により、居住誘導区域内の人口減少が進んでいる可能性があります。居住誘導区域外での開発が増加している場合、開発許可が適切に運用されていない可能性があります。	
■平均値	居住誘導区域内人口割合の変化（2020-2015）平均値（居住誘導区域 GIS データ公表都市のみ） 全国：+0.5% 線引き：+0.5% 非線引き：+0.5% 線引き・非線引き：+0.7%
■留意点	居住誘導区域内人口割合が増加している理由として、タワーマンション等の高層住宅の建設による局所的な増加が要因である場合が考えられます。
■算出方法	- GIS 上で 250m メッシュ人口データと居住誘導区域データを重ね、2時点の居住誘導区域内の人口を算出します。（居住誘導区域が一部にかかるメッシュについては、面積按分にて算出） - 行政区域内人口は、国勢調査における公表値を使用します。 - 居住誘導区域内人口と行政区域内人口の比率から居住誘導区域内人口割合を算出します。 備考
■更新頻度	国勢調査にあわせて5年に一度
■使用データ	国勢調査 - 市区町村別人口データ（2015、2020） 250m メッシュ人口データ（2015、2020） 国土交通省都市局：都市計画決定 GIS データ - 居住誘導区域 GIS データ（2025） ※ 居住誘導区域の GIS データを作成し、「都市計画決定に関する GIS データ 全国データダウンロードページ」に公表されている都市のみが算出対象。GIS データを未作成または未公開の場合は整備・公開を検討してください。また、都市再生特別措置法で規定する「立地適正化計画の軽微な変更」に該当する区域の変更等に係るデータの追加・修正については、都市局都市計画課までお問い合わせください。

居住誘導 (補足指標) 過去トレンドとの比較	
直近5年間と過去5年間で居住誘導区域内人口割合の変化を把握します。 居住誘導区域内の人口割合が一時的に下降傾向にある場合であっても、比較時点を変えることで上昇傾向に転じる場合もあるため、過去トレンドと比較し、その傾向を把握します。	過去トレンドとの比較 $\frac{p(2020年)}{P(2020年)} \geq \frac{p(2015年)}{P(2015年)} \geq \frac{p(2010年)}{P(2010年)}$ p: 居住誘導区域内人口 P: 行政区内人口
■数値の見方	
・ <u>直近人口割合は上昇傾向だが、過去トレンドより下降している場合</u> ⇒居住誘導区域内への誘導が進んでいますが、居住誘導区域内人口割合の増加率が過年度よりも鈍化しています。居住誘導区域外で人口が増加しているエリアや居住誘導区域内で人口が減少しているエリア等を即地的に確認し、その要因を検討することが重要です。居住誘導区域の変更が必要なエリアがないかあわせて検討することも有用です。 ・ <u>直近人口割合は下降傾向であり、過去トレンドより下降している場合</u> ⇒居住誘導区域内人口割合の下降幅が年々拡大しています。居住誘導区域外で人口が増加しているエリアや居住誘導区域内で人口が減少しているエリア等を即地的に確認し、その要因を検討することが重要です。居住誘導区域の変更が必要なエリアがないかあわせて検討することも有用です。 ・ <u>直近人口割合は下降傾向だが、過去トレンドより上昇している場合</u> ⇒居住誘導区域内人口割合の下降幅が過去トレンドより縮小しています。居住誘導区域内の誘導が進んでいる可能性があります。局所的な人口増加により割合が高まっている場合もあるため、「確認情報（メッシュ別人口増減変化）」や「参考図(1)～(3)」を用いて確認してください。 ・ <u>直近人口割合は上昇傾向であり、過去トレンドより上昇している場合</u> ⇒居住誘導区域内への誘導が進んでいます。局所的な人口増加による場合は、将来的に問題が生じる恐れがあります。「確認情報（メッシュ別人口増減変化）」や「参考図(1)～(3)」を用いて確認してください。	
■平均値	<u>居住誘導区域内人口割合の変化（2015-2010）平均値（居住誘導区域 GIS データ公表都市のみ）</u> 全国：+1.3% 線引き：+1.5% 非線引き：+0.9% 線引き・非線引き：+1.3%
■留意点	・ 全国的な傾向として、多くの市町村で過去トレンドよりも下降傾向にあるため、下降傾向であると直ちに取組に問題があるというわけではありません。 ・ 政令指定都市、県庁所在地以外の市町村は 2010 年のメッシュ人口データが 500m 単位であり、これを 250m 単位のメッシュ人口データに振り分けて集計を行っているため、誤差が生じている可能性があります。
■算出方法	
・ GIS 上で 250m メッシュ人口データと居住誘導区域データを重ね、居住誘導区域内の人口を算出します。（居住誘導区域が一部にかかるメッシュについては面積按分） ・ 行政区内人口に対する居住誘導区域内人口の割合を 2010・2015・2020 年毎に算出します。	
■更新頻度	国勢調査にあわせて5年に一度
■使用データ	
国勢調査 ・ 市区町村別人口データ（2010、2015、2020） ・ 250m メッシュ人口データ（2010※、2015、2020）※政令指定都市、県庁所在地のみ ・ 500m メッシュ人口データ（2010） 国土交通省都市局：都市計画決定 GIS データ ・ 居住誘導区域 GIS データ（2025） 国土数値情報 ・ 土地利用細分メッシュ（2009）※2010 年のメッシュ人口データの按分に使用	

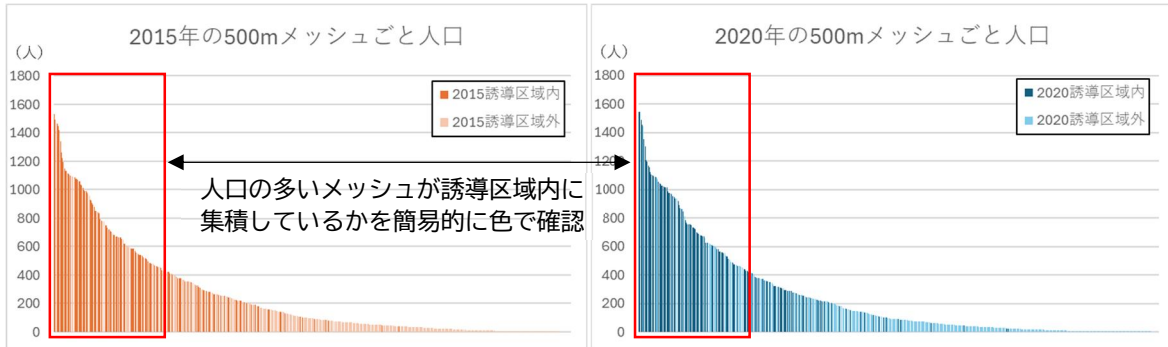
居住誘導 (補足指標) 居住誘導区域内人口密度	
密度の経済の観点から人口の誘導状況を整理します。 基準年（2015 年）と評価年（2020 年）の居住誘導区域内人口密度を比較し、密度が維持されているかどうかを把握します。	
居住誘導区域内人口密度 $D(\text{評価年}) \geq D(\text{基準年})$ 等、人口密度を考慮 D: 居住誘導区域内人口密度	
■数値の見方 ・ 居住誘導区域内人口密度が維持・上昇しており、40 人/ha を維持している場合 ⇒居住誘導区域内において人口密度が維持・上昇していることに加え、一定の人口密度（40 人/ha）を維持できています。局所的な人口増加の場合は、将来的に問題が生じる恐れがあるため、確認情報（メッシュ毎に人口増減を整理した情報）を用いて確認してください。また、自らの市町村の人口密度の増加に伴い、周辺市町村において急激な人口密度の減少が起きている場合、広域の観点から周辺都市との連携が必要な場合があります。 ・ 居住誘導区域内人口密度が維持・上昇しているが、40 人/ha を維持できていない場合 ⇒居住誘導区域内において人口密度が維持・上昇しているものの、一定の人口密度（40 人/ha）を維持できていない状況です。目指す都市像を踏まえ、誘導・維持したいと考えている都市機能の確保に必要な人口集積が確保できているか確認することが重要です。必要に応じて、居住誘導区域の見直しや更なる誘導施策の実施を検討することが効果的な場合があります。また、自らの市町村の人口密度の増加に伴い、周辺市町村において急激な人口密度の減少が起きている場合、広域の観点から周辺都市との連携が必要な場合があります。 ・ 居住誘導区域内人口密度が下降しているが、40 人/ha を維持している場合 ⇒居住誘導区域内において一定の人口密度（40 人/ha）を維持できていますが、人口密度の下降幅が大きい場合等、将来的に問題が生じる恐れがあります。また、高次都市機能を位置づけている場合等、サービスの誘導・維持には 40 人/ha 以上の人口密度が望まれる場合もあるため、目指す都市像を踏まえ、誘導・維持したいと考えている都市機能の確保に必要な人口集積が確保できているか確認してください。 ・ 居住誘導区域内人口密度が下降しており、40 人/ha を維持できていない場合 ⇒居住誘導区域内の人口密度が低下しています。特に線引き都市においては、居住誘導区域の見直しや誘導施策の抜本的な見直しを検討する必要があります。居住誘導区域内人口割合も同時に下降傾向である場合は、拡散化・低密化が同時進行している可能性があります。	
■平均値	居住誘導区域内人口密度の変化（2020-2015）平均値（居住誘導区域 GIS データ公表都市のみ） 全国：-0.3 人/ha 線引き：+0.1 人/ha 非線引き：-0.9 人/ha 線引き・非線引き：-0.4 人/ha
■留意点	・ 特に非線引き都市においては、40 人/ha の人口密度の維持は難しい場合があります。人口密度が維持できているかという点に着目して確認してください。
■算出方法	GIS 上で 250m メッシュ人口データと居住誘導区域データを重ね、居住誘導区域内の人口を算出します。（居住誘導区域が一部にかかるメッシュについては面積按分） GIS 上で算出した居住誘導区域面積を用いて、人口密度を算出します。
備考	※ 40 人/ha は、既成市街地の基準となる人口密度です。
■更新頻度	国勢調査にあわせて 5 年に一度
■使用データ	国勢調査 ・ 250m メッシュ人口データ（2015、2020） 国土交通省都市局：都市計画決定 GIS データ ・ 居住誘導区域 GIS データ（2025）

局所的な人口増減の有無を把握するため、人口増減の変化をメッシュ単位で確認します。

■数値の見方

・ 人口の多いメッシュが誘導区域に集積している場合

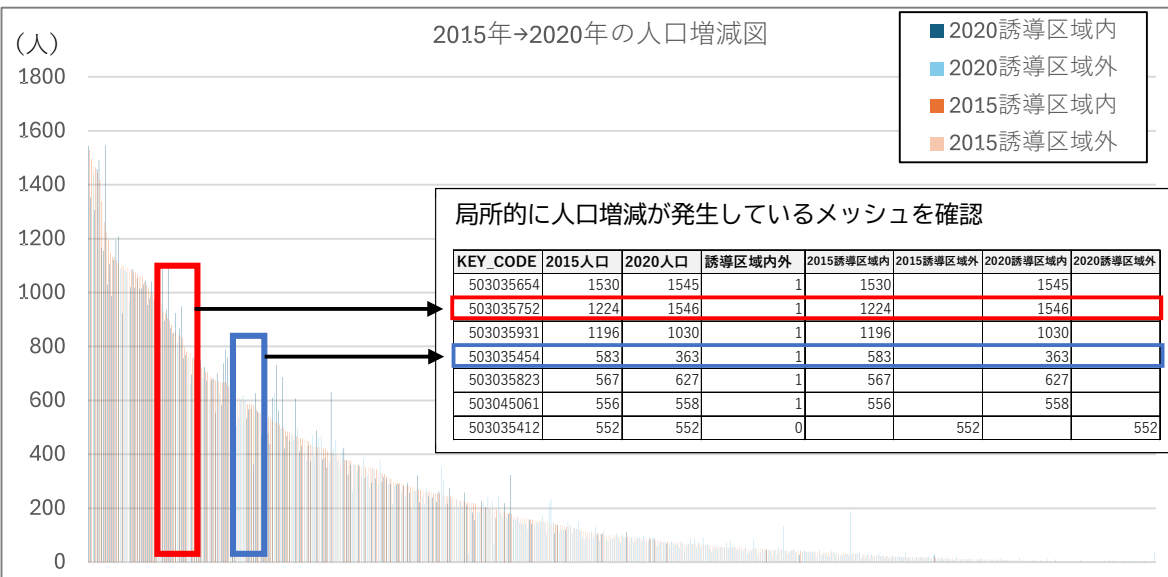
⇒2015 年と 2020 年の 500m メッシュ毎人口を比較し、人口の多いメッシュが誘導区域に集積しているかどうか簡易的に確認します。



・ 局所的な人口増減が見られる場合

⇒極端に増加／減少しているメッシュについて把握することで、居住誘導区域内人口割合の変化にどのような影響が生じているか確認します。

「高層マンション建設」「産業立地/撤退」「交通アクセスの新設」「大規模な跡地利用」等が生じていることが想定されます。



【データの見方】

提供データ内に下表を掲載しています。下表は、500m メッシュごとの 2015 年人口、2020 年人口、人口増減（2020 年-2015 年）等を一覧で掲載したものです。掲載順序は、人口増減における増加が大きいメッシュから減少が大きいメッシュまでを降順で整理しています。

人口が大きく増加しているメッシュや大きく減少しているメッシュが誘導区域内か、区域外かの確認、増減の上位メッシュの位置の確認と原因の特定等にご活用ください。

人口増減（AC 列）の大きいメッシュから降順で記載

V	W	X	Y	Z	AA	AB	AC	AD	AE	AF	AG	AH	AI
自治体code	都道府県名	市区町村名	町丁・字等名	KEY_CODE	2015人口	2020人口	人口増減	都道府県&市区町村名	誘導区域内外	2015誘導区域内	2015誘導区域外	2020誘導区域内	2020誘導区域外
21202	埼玉県	大坂市	高麗町 1 丁目	533604393	1456	1969	513	埼玉県 大坂市	1	1456		1969	
21202	埼玉県	大坂市	小野 1 丁目	533605412	870	1057	187	埼玉県 大坂市	1	870		1057	
21202	埼玉県	大坂市	香柳町 1 丁目	533604183	731	904	173	埼玉県 大坂市	1	731		904	
21202	埼玉県	大坂市	中野町 5 丁目	533604584	1270	1425	155	埼玉県 大坂市	1	1270		1425	
21202	埼玉県	大坂市	三津屋町 2 丁目	533604693	1398	1526	128	埼玉県 大坂市	1	1398		1526	
21202	埼玉県	大坂市	池尻町	533604574	838	961	123	埼玉県 大坂市	1	838		961	
21202	埼玉県	大坂市	静里町	533604272	805	924	119	埼玉県 大坂市	1	805		924	
21202	埼玉県	大坂市	香柳町 3 丁目	533604181	947	1061	114	埼玉県 大坂市	1	947		1061	
21202	埼玉県	大坂市	長松町	533604353	735	841	106	埼玉県 大坂市	1	735		841	
21202	埼玉県	大坂市	園部町上宿	533605341	531	636	105	埼玉県 大坂市	1	531		636	
21202	埼玉県	大坂市	築港町 4 丁目	533604092	301	404	103	埼玉県 大坂市	1	301		404	
21202	埼玉県	大坂市	静里町	533604271	983	1078	95	埼玉県 大坂市	1	983		1078	
21202	埼玉県	大坂市	津村町 3 丁目	533605514	213	308	95	埼玉県 大坂市	0		213		308
21202	埼玉県	大坂市	本令 3 丁目	533604184	964	1056	92	埼玉県 大坂市	1	964		1056	
21202	埼玉県	大坂市	割田 1 丁目	533604083	956	1046	90	埼玉県 大坂市	1	956		1046	
21202	埼玉県	大坂市	葦道島町	533604771	730	818	88	埼玉県 大坂市	1	730		818	
21202	埼玉県	大坂市	長沢町 4 丁目	533605213	636	714	78	埼玉県 大坂市	1	636		714	
21202	埼玉県	大坂市	林町 6 丁目	533604493	453	530	77	埼玉県 大坂市	1	453		530	
21202	埼玉県	大坂市	渡瀬 3 丁目	533605314	709	785	76	埼玉県 大坂市	1	709		785	

項目	掲載内容
自治体 code	市区町村コードを記載
都道府県名	該当都道府県名を記載
市区町村名	該当する市区町村名を記載（※区の掲載は東京 23 区のみ）
町丁・字等名	メッシュが該当する町丁・字名を記載
KEY_CODE	メッシュ番号を記載
2015 人口	2015 年のメッシュ内人口を記載
2020 人口	2020 年のメッシュ内人口を記載
人口増減	メッシュ内人口の差分（2020 年-2015 年）を記載
都道府県 & 市区町村名	該当都道府県名及び市区町村名を記載
誘導区域内外	当該メッシュが誘導区域と交差する場合 “1”、交差しない場合 “0” を記載
2015 誘導区域内	当該メッシュが誘導区域と交差する場合、2015 年のメッシュ内人口を記載
2015 誘導区域外	当該メッシュが誘導区域と交差しない場合、2015 年のメッシュ内人口を記載
2020 誘導区域内	当該メッシュが誘導区域と交差する場合、2020 年のメッシュ内人口を記載
2020 誘導区域外	当該メッシュが誘導区域と交差しない場合、2020 年のメッシュ内人口を記載

【メッシュ番号の確認とその位置の確認方法】

○棒グラフから確認したいデータのメッシュ番号を検索する方法

(配布エクセルの「確認情報_メッシュ別人口増減変化」シートを参照)

- ① 確認したい部分にマウスカーソルをもっていくと、表示される右図の赤枠のポップアップの記載内容を確認

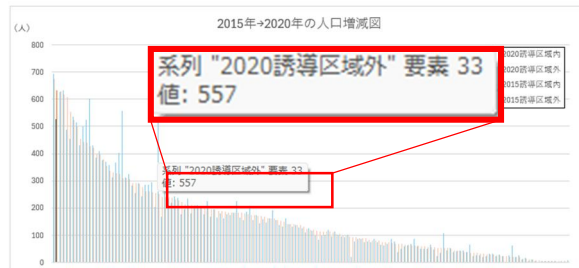
系列：Q～T 列の何列に含まれるデータか

(右図では、2020 誘導区域外 (T 列))

要素：降順で最初のデータから何番目のデータか

(右図では、33 番目)

値：人口 (右図では、557)



- ② 上記の内容から、データが表のどこに記載されているかを確認

・掲載表は、500m メッシュごとの 2015 年と 2020 年の人口、2 か年の人口増減数などを人口増減の増加が大きいメッシュから減少が大きいメッシュまでを降順で整理

・右図は、「2015 年→2020 年の人口増減図」であるため、掲載表の M～T 列を確認

・①の要素が「33」であるため、降順で最初のデータから 33 番目のデータを確認

・“2020 誘導区域外”の列に「557」と記載されているか確認

KEY_CODE	2015人口	2020人口	誘導区域内外	2015誘導区域内	2015誘導区域外	2020誘導区域内	2020誘導区域外
503003151	674	692	0		674		692
493073983	632	526	1	632		526	
503003081	630	628	0		630		628
493073974	617	632	0		617		632
503003252	610	487	0		610		487
503003261	553				553		456
503003154	523				523		537
503003162	500	516	0		500		516
～略～							
503003204	209	294	0		209		294
493073854	255	203	0		255		203
493073971	252	557	0		252		557
493073552	241	168	0		241		168
493073874	240				240		254
503003161	240	233	0		240		233

確認先データは、グラフ毎に以下の通り異なることに留意

2015 年の 500m メッシュごと人口：A～E 列
2020 年の 500m メッシュごと人口：G～K 列
2015 年→2020 年の人口増減図：M～T 列

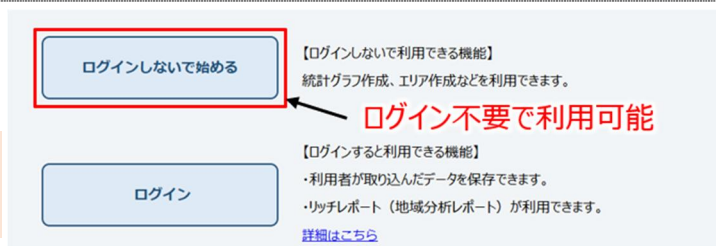
- ③ ②で確認したデータの KEY_CODE を確認

・②の図では、「493073971」

- ④ 下記の HP より、総務省統計局公開の地理情報システム（地図で見る統計 jSTAT MAP）に移動

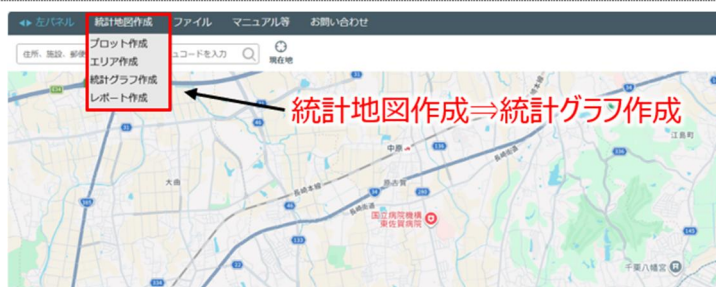
【地図で見る統計 jSTAT MAP】

<https://jstatmap.e-stat.go.jp/trialstart.html>



- ⑤ ビューワー起動後、画面上のマップを表示したい範囲に移動

- ⑥ 上部の「統計地図」タブから、「統計グラフを作成」を選択



- ⑦ 指標選択ウィンドウで「集計地域＝4次メッシュ（500mメッシュ）」、「統計名＝国勢調査」、「都市年又は年月＝2020年」、「統計表（表題）＝人口及び世帯」、「指標/データ＝人口（総数）」を選択後、「指標選択」ボタンをクリックし、「次へ」ボタンをクリック。

- ⑧ 集計地域選択ウィンドウで「集計地域＝メッシュ」、「集計範囲＝画面表示範囲」を選択し、「集計開始」をクリック

- ⑨ 地図上にメッシュが表示された後、メッシュ1つが画面内に収まる範囲まで地図を拡大し、左上の「検索欄」に③で確認した「KEY_CODE (493073971)」を入力すると、画面中央に該当するメッシュが表示
- 任意のメッシュを選択して、右下の「データパネル」をクリックすると、選択メッシュ内の統計情報を確認することも可能（今回の場合は 2020 年の国勢調査における総人口＝557 人）

■留意点	—
■算出方法	- グラフにおいては、500m メッシュ人口データ（2015/2020 年）を 2015 年基準に降順でソートし、年次間の変化が視覚的に確認できるようにします。 - 一覧においては、500m メッシュ人口データの差分（2020 年-2015 年）を基準に降順でソートし、人口増加の大きいメッシュや減少の大きいメッシュを確認できるようにします。
■更新頻度	国勢調査にあわせて5年に一度
■使用データ	国勢調査 500m メッシュ人口データ （2015、2020）

参考図(1)	誘導区域×人口密度
参考図(2)	誘導区域×人口増減数（2015（平成27）年→2020（令和2）年）
参考図(3)	誘導区域×人口増減率（2015（平成27）年→2020（令和2）年）
図面により、下記の情報を視覚的に把握します。 【誘導区域×人口密度】 誘導区域の設定と人口密度の行政区域内のメッシュ 【誘導区域×人口増減数】 誘導区域の設定と2015年と2020年の人口増減数を比較した行政区域内のメッシュ 【誘導区域×人口増減率】 誘導区域の設定と2015年と2020年の人口増減率を比較した行政区域内のメッシュ	
■図面の見方 【誘導区域×人口密度】 ・誘導区域外で人口密度の高いメッシュが集積する場合 ・誘導区域内で人口密度が低いメッシュが集積する場合 ⇒誘導区域の設定と実際の居住分布にミスマッチが生じている可能性があります。 誘導施策の効果が発揮されていない可能性や、住宅開発（ミニ開発、住宅団地開発など）により、誘導区域外での市街化（スプロール化）が進行している可能性があります。 【誘導区域×人口増減数】 ・誘導区域外において人口増加が多いメッシュが集積する場合 ・誘導区域内において人口減少が多いメッシュが集積する場合 ⇒誘導区域の設定と実際の人口動態にミスマッチが生じている可能性があります。 誘導施策の効果が発揮されていない可能性や、住宅開発（ミニ開発、住宅団地開発など）により、誘導区域外での市街化（スプロール化）が進行している可能性があります。 【誘導区域×人口増減率】 ⇒人口増減数と人口増減率を照らし合わせることで、行政区域内の相対的な変化を把握することができます。	
■留意点	参考図(1)～(3)を並べ、「誘導区域」と人口に係る各指標を比較確認することが有用です。
■更新頻度	国勢調査にあわせて5年に一度
■使用データ	国勢調査 ・250mメッシュ人口データ（2015、2020） 国土交通省都市局：都市計画決定GISデータ ・都市計画区域・用途地域・立地適正化計画区域GISデータ（2025） 国土数値情報 ・行政区域（2009）・鉄道データ（2023）・バス停留所データ（2022）・バスルートデータ（2022）

都市機能誘導	誘導施設の都市機能誘導区域内割合
都市機能誘導区域内への誘導施設※の誘導状況を把握します。 立地適正化計画の公表年の翌年度の行政区域に占める都市機能誘導区域内の誘導施設の割合と最新年（各年度の4月1日時点）の誘導施設の割合を比較し、高まっているかどうかを把握します。	都市機能の誘導状況の評価 $\frac{n \text{ (最新年)}}{N \text{ (最新年)}} \geq \frac{n \text{ (公表年の翌年)}}{N \text{ (公表年の翌年)}}$ n: 都市機能誘導区域内誘導施設数 N: 行政区域内誘導施設数 ※ 最新年：各年度の4月1日時点 令和8年度の「まちづくりの健康診断」であれば 令和8年4月1日時点のデータが最新年となります。 ※ 誘導施設：ここで整理する誘導施設は、市町村が立地適正化計画に位置つけた誘導施設となります。「(補足指標) 一定の都市機能の誘導区域別施設数」で整理する「一定の都市機能」の施設とは異なりますので注意してください。
■数値の見方 誘導施設の都市機能誘導区域内割合が増加している場合 ⇒都市機能誘導区域内への誘導施設の集積が進んでいます。ただし、行政区域全体での誘導施設の減少が著しい場合は、都市機能誘導区域内外での施設へのアクセシビリティが低下している可能性があるため、市民生活に問題が生じていないかあわせて確認してください。 誘導施設の都市機能誘導区域内割合が減少している場合 ⇒都市機能誘導区域外への誘導施設の新規立地が進んでいる場合や、行政区域全体で誘導施設が減少しており都市機能誘導区域内でその傾向が著しい可能性があります。都市機能誘導区域外での施設の立地が増加している場合、届出制度が適切に運用されていない可能性があり、都市機能誘導区域が適切に設定されているかを確認することや区域内への適切な誘導を図る誘導施策の検討を行うことが望まれます。	
■平均値	—
■留意点	期間中に誘導施設の設定を変更している場合、数字が連続しない場合があります。
■算出方法 - 市町村に記入いただいた数値より、公表年の翌年度及び最新年度の行政区域内及び都市機能誘導区域内の誘導施設数を抽出します。 - 行政区域内誘導施設数に対する都市機能誘導区域内誘導施設数を算出します。	
■更新頻度	毎年
■使用データ 国土交通省都市局：まちづくりの健康診断 様式A「都市機能誘導区域内の誘導施設数」にて市町村に記入いただいた数値より算出 【記入方法】 立地適正化計画の「公表年の翌年度」及び「最新年度（各年度の4月1日時点）」における行政区域全体の誘導施設数合計と都市機能誘導区域内誘導施設数合計を記入してください。割合が自動計算されます。	

■誘導施設の都市機能誘導区域内割合

設定年

—

→

最新年

—

-

(都市機能誘導区域内の誘導施設数)

(行政区域全体の誘導施設数)

都市機能誘導

(補足指標) 一定の都市機能の区域別施設数

「一定の都市機能※」について各誘導区域内への誘導状況及び誘導区域外への流出状況を把握します。

誘導施設として設定されていることが多い都市機能について、基準年(概ね2015年)の行政区域に占める誘導区域内施設数及び割合と評価年(概ね2020年)の数及び割合を比較し、高まっているかどうかを把握します。

※まちづくりの健康診断においては、20%以上の市町村が誘導施設として設定している都市機能を「一定の都市機能」として定義します。これは、市町村によって生活利便性の確保に必要な誘導施設が、その人口規模や区域設定の状況に応じて異なっているためです。なお、各都市における一定のサービスで一律の基準に基づき都市機能の立地状況を把握するため、本稿においては、データ入手可能性も踏まえ、下記の施設を一定の都市機能として想定しています。今後、データが追加・削除される可能性があります。

【一定の都市機能】

行政機能	: 本庁、支所	介護・福祉機能	: 高齢者福祉施設
文化交流機能	: 図書館、博物館、美術館、資料館、集会施設	教育機能	: 短期大学・大学、各種学校・専修学校
医療機能	: 病院、診療所	子育て機能	: 幼稚園、保育所、認定こども園
商業機能	: 商業施設(スーパー、ディスカウントショップ等)		

都市機能誘導区域内施設割合(一定の都市機能)

$$\frac{n(\text{概ね2020年})}{N(\text{概ね2020年})} \geq \frac{n(\text{概ね2015年})}{N(\text{概ね2015年})}$$

n: 都市機能誘導区域内施設

N: 行政区域内施設数

居住誘導区域内施設割合(一定の都市機能)

$$\frac{m(\text{概ね2020年})}{N(\text{概ね2020年})} \geq \frac{m(\text{概ね2015年})}{N(\text{概ね2015年})}$$

m: 居住誘導区域内施設数

N: 行政区域内施設数

■数値の見方

・都市機能誘導区域内(居住誘導区域内)施設数及び割合が増加している場合

⇒都市機能誘導区域内(居住誘導区域内)への一定の都市機能の誘導が進んでいます。ただし、行政区域全体での一定の都市機能の減少が著しい場合は、都市機能誘導区域内外(居住誘導区域内外)での施設へのアクセシビリティが低下している可能性があるため、市民生活に問題が生じていないか確認してください。

・都市機能誘導区域内(居住誘導区域内)施設数及び割合が減少している場合

⇒都市機能誘導区域外(居住誘導区域外)で、施設の新規立地が進んでいることや、行政区域全体で施設数が減少し、特に都市機能誘導区域内(居住誘導区域内)でその傾向が著しい可能性があります。都市機能誘導区域や居住誘導区域の設定範囲が適切か確認してください。

■平均値

都市機能誘導区域内割合の変化(2020-2015)平均値(都市機能誘導区域 GIS データ公表都市のみ)

全体:-0.3% 行政+文化交流:+0.5% 教育+子育て:+0.4% 介護福祉+医療:-0.3% 商業:-0.9%

居住誘導区域内割合の変化(2020-2015)平均値(居住誘導区域 GIS データ公表都市のみ)

全体:+0.3% 行政+文化交流:0.0% 教育+子育て:+1.1% 介護福祉+医療:+0.3% 商業:-0.7%

■留意点

・行政区域(出典:国土数値情報)と誘導区域(出典:都市計画決定 GIS データ)の GIS データ間で境界が一致していない場合、施設数の合計が一致しない、または割合が100%を超過することがあります。

■算出方法

・GIS上で各施設のポイントデータと誘導区域データを重ね、行政区域内と誘導区域内の施設数を算出します。

・行政区域内施設数に対する誘導区域内施設数を算出します。

■更新頻度

国勢調査にあわせて5年に一度 ※GIS データは毎年度

■使用データ

国土交通省都市局:都市計画決定 GIS データ

・都市機能誘導区域 GIS データ(2025)

・居住誘導区域 GIS データ(2025)

国土数値情報

・施設ポイントデータ(右表)

民間データ

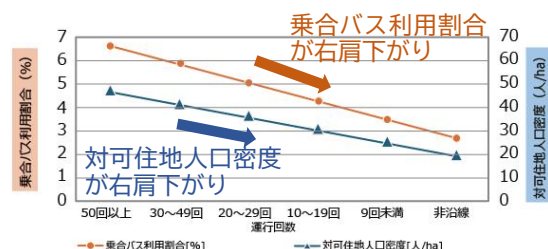
・施設ポイントデータ(右表)

機能分類	使用データ	
	概ね2015年	概ね2020年
行政機能	国土数値情報(2014)	国土数値情報(2022)
文化交流機能	国土数値情報(2013)	国土数値情報(2018、2020) 民間データ(2018)
医療機能	国土数値情報(2014)	国土数値情報(2020)
介護・福祉機能	民間データ(2015)	民間データ(2020)
教育機能	国土数値情報(2013) 民間データ(2015)	国土数値情報(2021)
子育て機能	民間データ(2016)	民間データ(2020)
商業機能	民間データ(2015)	民間データ(2020)

<間接指標の見方と算出方法>

間接指標	
公共交通	公共交通沿線人口割合
コンパクト・プラス・ネットワークの観点から、公共交通沿線への人口の誘導状況を把握します。 公共交通沿線人口割合 $\frac{p(2020\text{年})}{P(2020\text{年})} \geq \frac{p(2015\text{年})}{P(2015\text{年})}$ p: 公共交通徒歩圏域内人口 P: 行政区域内人口	
■数値の見方 公共交通沿線人口割合が上昇傾向の場合 ⇒公共交通に徒歩でアクセスできる人口の割合が上昇傾向にあります。 公共交通沿線に人口が誘導され、都市全体の公共交通の利便性が向上していることが期待されます。 公共交通沿線人口割合が下降傾向の場合 ⇒公共交通に徒歩でアクセスできる人口の割合が下降傾向にあります。公共交通空白地域（鉄道駅・バス停のどちらも徒歩圏外の地域）での人口が増加しているか、または公共交通沿線で人口が減少している可能性があります。公共交通沿線への更なる誘導施策の検討や持続可能な公共交通体系への再編等の検討を行うことが望まれます。	
■留意点	- 既に公共交通沿線人口割合が高い都市においては、人口減少が公共交通沿線人口割合の低下に直結するため、公共交通沿線人口割合そのものの数値や即地的な情報も踏まえて指標を確認することが必要になります。 - 公共交通沿線人口割合が高い場合でも、実態として利用者が少なく採算性が低い、または、1日の運行本数が少ないバス停の徒歩圏人口割合が高くなっている場合、持続可能性や利便性が向上しているとはいいがたいため、地域別の公共交通の運行頻度や利用実態を踏まえた検討が必要になります。
■算出方法	- GIS上で、鉄道駅・バス停を中心に公共交通徒歩圏域（鉄道駅 800m、バス停 300m）を生成します。 - 公共交通徒歩圏域と 250m メッシュ人口データを重ね、圏域内の人口を算出します。（圏域が一部にかかるメッシュについては、面積按分） - 行政区域内人口に対する公共交通徒歩圏域内人口の割合を算出し、公共交通沿線人口割合とします。 備考 ※ 公共交通データは最新の1時点で固定して算出しています。 ※ 鉄道には軌道を含みます。
■更新頻度	国勢調査にあわせて5年に一度
■使用データ	
国勢調査 ・250m メッシュ人口データ（2015、2020） 国土数値情報 ・鉄道データ（2023） ・バス停留所データ（2022） ※鉄道、バス停留所データはデータ作成基準日までに開通した路線や駅の位置情報のデータ	

公共交通	乗合バス運行回数ランク別人口割合 乗合バス運行回数ランク別指標
乗合バス運行回数ランク別にバス路線沿線人口割合を把握します。 乗合バス運行回数ランク別に対可住地人口密度と乗合バス利用割合を把握します。	
■数値の見方	
【乗合バス運行回数ランク別人口割合】	
より上位のランクの人口割合が高い（より濃い緑の帯における人口割合が高い）場合 ⇒より高頻度な乗合バスが運行されているエリアに人口が集積していることを確認できます。多くの居住者が利便性の高い乗合バスを利用できる環境下にいることが考えられます。	
【乗合バス運行回数ランク別指標】	
乗合バス利用割合が右肩下がりの場合 ⇒乗合バス運行回数ランクが高いエリアであるほど、通勤・通学時に乗合バスを利用する人の割合が高いことが確認できます。利便性の高い乗合バスのサービスのポテンシャルが活かされ、乗合バスを利用した通勤・通学を促進していることが考えられます。	
対可住地人口密度が右肩下がりの場合 ⇒乗合バス運行回数ランクが高いエリアであるほど、対可住地人口密度が高いことが確認できます。乗合バスサービスを踏まえたメリハリある人口分布になっている可能性があります。	
■留意点 乗合バス運行回数ランク別指標について、各ランクに該当するエリアが小さい場合は統計的外れ値の影響を受けてしまい、グラフの傾向が乱れやすいため、乗合バス利用割合、対可住地人口密度の値を非掲載にしています（可住地面積 300m²未満の地域は非掲載）。	
■算出方法	
バス停からの徒歩圏（半径 300m の範囲）を運行回数ランク別に整理します。 運行回数ランク別バス停徒歩圏域と 500m メッシュ人口データ、行政区域データを用いて、メッシュ別・行政区域別・運行回数ランク別面積比（以下、面積比）を算出します。 【バス路線沿線人口割合の算出】 メッシュ別人口データと面積比を用いて、行政区域単位でバス路線沿線人口割合を算出します。 【乗合バス利用割合の算出】 メッシュ別就業者・通学者利用交通手段データと面積比を用いて、行政区域単位で乗合バス利用割合を算出します。 【対可住地人口密度の算出】 「都市地域土地利用細分メッシュ（未整備エリアは「土地利用細分メッシュ」）」を用いて、「可住地※」であるメッシュからメッシュ別可住地面積を算出します。 運行回数ランク別人口とメッシュ別可住地面積、面積比を用いて、行政区域単位で対可住地人口密度を算出します。	備考 ※「可住地」とは、都市地域土地利用細分メッシュの「高層建物」「低層建物」「低層建物（密集地）」であるメッシュとし、都市地域都市利用細分メッシュが未整備のエリアは、土地利用細分メッシュの「建物用地」であるメッシュとしています。
■更新頻度	
国勢調査にあわせて 5 年に一度	
■使用データ	
国勢調査	
・ 500m メッシュ人口、就業者・通学者利用交通手段データ（2020）	
国土数値情報	
・ 都市地域土地利用細分メッシュデータ（2021）、土地利用細分メッシュデータ（2021）	
民間データ	
・ バス運行本数データ（2020）	



参考図(4) 乗合バス運行本数×人口密度

参考図(5) 乗合バス運行本数×誘導区域

図面により、下記の情報を視覚的に把握します。

【乗合バス運行本数×人口密度】乗合バス運行本数で区分したバス停からの徒歩圏(300m)の重なりと人口密度の行政区域内のメッシュ

【乗合バス運行本数×誘導区域】乗合バス運行本数で区分したバス停からの徒歩圏(300m)の重なりと誘導区域

■図面の見方

【乗合バス運行本数×人口密度】

- ・ 運行本数が多いエリアに人口密度の低いメッシュが集積する場合

⇒該当するエリアは、公共交通サービスに対して、人口集積が伴っていない状態にあります。

誘導区域外にこのようなエリアがある場合は、誘導区域が適切に設定されていない可能性があります。

- ・ 運行本数が少ないエリアに人口密度の低いメッシュが集積する場合

⇒該当するエリアは、低密度な居住地かつ公共交通サービスが脆弱な状態にあります。

将来的なバス路線の縮小・廃止等の可能性があります。

持続可能な公共交通体系への再編等の検討や誘導区域の見直しを検討することが望めます。

【乗合バス運行本数×誘導区域】

- ・ 誘導区域内で運行本数の少ない、またはバス誘致圏外エリアの場合

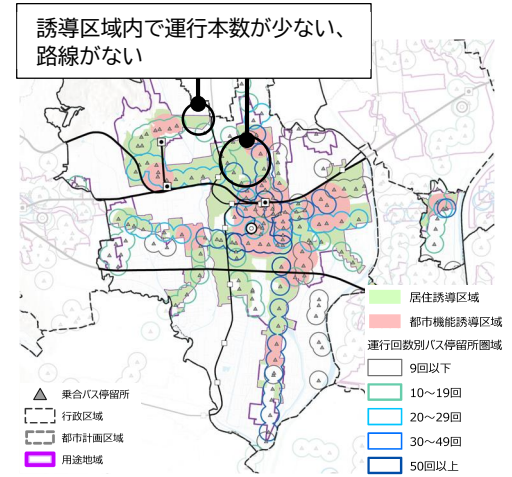
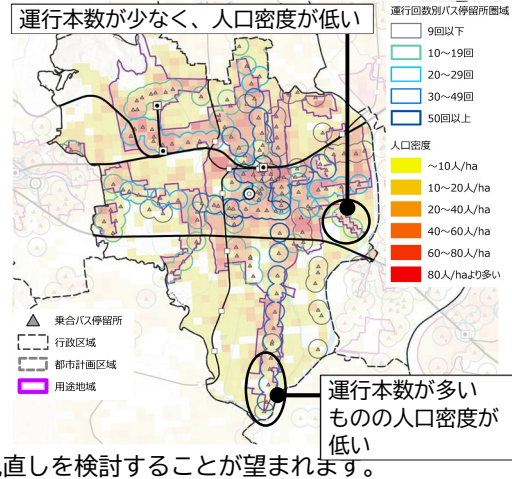
⇒該当するエリアは、居住誘導を図るべきエリアにもかかわらず、公共交通利便性が十分に確保できていない状態にあります。

公共交通利便性の低さにより、居住誘導が適切に進まない可能性や公共交通利用への転換が進まない可能性があります。

運行本数の維持・増加や別の交通モードの運行など、公共交通利便性を確保するための誘導施策を検討することが望めます。

- ・ 誘導区域外のバス路線がある場合

⇒誘導区域外であっても縮小・廃止等が望ましいわけではなく、実際の人口動態と地域の実情を勘案し、慎重に検討することが望めます。



■留意点 参考図(4)(5)を並べ、「乗合バス運行本数」と人口に係る各指標を比較確認することが有用です。

■更新頻度 国勢調査にあわせて5年に一度

■使用データ

国勢調査

・ 250m メッシュ人口データ (2015、2020)

国土交通省都市局：都市計画決定 GIS データ

・ 都市計画区域・用途地域・立地適正化計画区域 GIS データ (2025)

国土数値情報

・ 行政区域 (2009)・鉄道データ (2023)・バス停留所データ (2022)・バスルートデータ (2022)

民間データ

・ バス路線、運行本数及び停留所データ (2020)

財 政	固定資産税収(土地)の変化
地価の維持を通じた固定資産税収の維持の状況を把握します。	
地価固定資産税収(土地)の変化 $\frac{f(2020\text{年})}{f(2015\text{年})} \geq \frac{f(2015\text{年})}{f(2010\text{年})}$ f: 固定資産税の税収(土地)の課税標準額(円) ×税率1.4%	
■数値の見方	
・ <u>固定資産税(土地)の変化率が上昇傾向もしくは変化なし</u> ⇒誘導施策の効果として、人口や都市機能の集積に伴うエリア価値の維持・向上により地価とそれに伴う固定資産税収の維持・向上が考えられます。	
■留意点	・ コンパクト・プラス・ネットワークによる影響のみならず、社会経済状況の変化による影響を受けるため、留意が必要です。 ・ 固定資産税収実額ではなく課税標準額を基本とした推計であることに留意が必要です。
■算出方法	
固定資産税の税収(土地)の変化率(%)	2020年度の固定資産税収(土地)の課税標準額(円) ×税率1.4% ÷ 2015年度の固定資産税収(土地)の課税標準額(円) ×税率1.4%
■更新頻度	国勢調査にあわせて5年に一度
■使用データ	
・ 固定資産の価格等の概要調書 市町村別内訳 土地 2. 総括表 EXCEL (2010、2015、2020)	
財 政	固定資産税収(土地)の推移
地価の維持を通じた固定資産税収の維持の状況の経年変化を把握します。	
■数値の見方	
・ <u>固定資産税(土地)の増減率が上昇傾向もしくは変化なし</u> ⇒誘導施策の効果として、人口や都市機能の集積に伴うエリア価値の維持・向上により地価とそれに伴う固定資産税収の維持・向上が考えられます。 ・ <u>固定資産税(土地)の増減率が下降した後に上昇傾向</u> ⇒誘導施策の効果により、上昇に転じたことが考えられるため、上昇に転じた年次における誘導施策の実施状況など、上昇理由の確認が望めます。 ・ <u>固定資産税(土地)の増減率が上昇した後に下降傾向</u> ⇒下降に転じた年次における人口や誘導施策の実施状況を照らし合わせ、下降理由の確認が望めます。 ・ <u>固定資産税(土地)の増減率が下降傾向</u> ⇒誘導施策が人口や都市機能の集積に結び付いておらず、固定資産税収の下降につながっていることが考えられます。地価の需要増加に向けた誘導施策の検討が望めます。	
■留意点	・ コンパクト・プラス・ネットワークによる影響のみならず、社会経済状況の変化による影響を受けるため、留意が必要です。 ・ 固定資産税収実額ではなく課税標準額を基本とした推計であることに留意が必要です。
■算出方法	
・ 固定資産税収(土地)は、固定資産の価格等の概要調書 市町村別内訳の公表値を使用します。 ・ 増減率は、対2010年比により算出します。	
■更新頻度	毎年
■使用データ	
・ 固定資産の価格等の概要調書 市町村別内訳 土地 2. 総括表 EXCEL (2010～2024)	

財 政	一人当たり歳出額の変化（参考）
都市経営の効率化による歳出の抑制状況を把握します。行政効率化に関する指標の一つとして住民一人当たりの歳出の抑制が図られているか整理します。	
	一人当たり歳出額 $e \text{ (2017年～2022年)} \leq e \text{ (2012年～2017年)}$ e: 一人当たり歳出額の平均値
■数値の見方 ・ <u>住民一人当たりの歳出の抑制が図られている場合</u> ⇒一人当たり歳出額が抑制されている場合は、コンパクト・プラス・ネットワークの取組によって行政効率化の効果が表れている可能性があります。	
■留意点	・ 歳出額は歳入額によっても変動するとともに、立地適正化計画を通じて居住や都市機能の誘導といった将来の投資もあるため、直ちに歳出額が変動するものではないことに留意が必要です。 ・ 民生費等都市行政以外の様々な分野の経費を含むため、コンパクト・プラス・ネットワークの効果が必ずしも数値に現れない可能性があることにも留意が必要です。 ・
■算出方法 ・ 一人当たり歳出額の対前年比を算出します。 ・ 過去5年間(2014-2019)、直近5年間(2019-2024)の平均値を算出します。	
■更新頻度 —	
■使用データ ・ 地方財政状況調査データ（2014-2024）	
財 政	財政力指数
基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値である財政力指数を把握します。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。	
■数値の見方 ・ <u>財政力指数が1を超えている場合</u> ⇒財政力指数が1を超えている場合は、収入が支出より多いため、コンパクト・プラス・ネットワークの取組によって行政効率化の効果が表れている可能性があります。	
■留意点	・ 基準財政需要額は、支出の実績や支出しようとする予算ではなく、人口や道路等の面積から算出されるものであるため、実際の収入と支出から算定されたものではないことに留意が必要です。
■算出方法 ・ 財政力指数は、地方公共団体の主要財政指標一覧 全市町村の主要財政指標の公表値を使用します。	
■更新頻度 —	
■使用データ ・ 地方公共団体の主要財政指標一覧データ（2024年度）	

防 災	災害リスク高エリア人口割合
	浸水想定区域(洪水)計画規模(L1) 浸水深 0.5m 以上
	浸水想定区域(洪水)計画規模(L1) 浸水深 3.0m 以上
	浸水想定区域(洪水)想定最大規模(L2) 浸水深 3.0m 以上
	浸水想定区域(津波)想定最大規模(L2) 浸水深 2.0m 以上
災害リスクの高いエリアにおける人口動態を確認し、追加の防災対策等の実施の必要性を検討します。 災害リスクが相対的に高いエリアで人口が増加している可能性もあるため、浸水想定区域内の人口割合の変化を災害リスク高エリア人口割合として把握します。	
浸水想定区域人口割合 $\frac{p(2020年)}{P(2020年)} \geq \frac{p(2015年)}{P(2015年)}$ <i>p</i>: 浸水想定区域人口 <i>P</i>: 行政区域内人口 ※(洪水の場合) 本来、災害リスクはハザードのみならず多様な観点から抽出されるものだが、便宜的に計画規模(L1)で3.0m以上、0.5m以上の2通りの浸水想定区域で作成	
■数値の見方	
評価期間で浸水想定区域に居住する人口の割合が増加 ⇒災害リスクが相対的に高いエリアで増加している可能性があります。防災指針の作成を進め、想定される発生確率や浸水深に応じた防災対策が必要になります。	
- 浸水想定区域(洪水)計画規模(L1) 浸水深 0.5m 以上に居住する人口の割合が増加している場合 - 浸水想定区域(洪水)計画規模(L1) 浸水深 3.0m 以上に居住する人口の割合が増加している場合 ⇒計画規模(L1)で3.0m以上や0.5m以上の浸水深が見込まれる等、災害リスクが相対的に高いエリアで人口が増加している可能性があります。行政区域内の人口が減少しているに関わらず、浸水想定区域内の人口が増加している場合は、誘導区域の見直しや、河川氾濫及び浸水へのハード対策等、防災指針において浸水深に応じた更なる防災対策の検討が望めます。 - 浸水想定区域(洪水)想定最大規模(L2) 浸水深 3.0m 以上に居住する人口の割合が増加している場合 - 浸水想定区域(津波)想定最大規模(L2) 浸水深 2.0m 以上に居住する人口の割合が増加している場合 ⇒想定最大規模(L2)で3.0m以上の浸水深が見込まれる等、災害リスクが相対的に高いエリアで人口が増加している可能性があります。また、想定最大規模(L2)では、災害リスクが高いエリアは計画規模(L1)よりも広いことが想定されます。想定最大規模浸水深に応じた防災指針作成にあたっては、計画規模(L1)とは発生確率や想定される被害の規模が異なることから、ハード・ソフト両面からの検討が望めます。	
■留意点 災害リスクについては、浸水深だけでなく、発生確率も踏まえて、ハード、ソフトの防災対策を適切に組み合わせることが重要です。	
■算出方法 500m メッシュ人口データと「非可住地」メッシュを重ね、「非可住地」部分は人口0人と仮定して除外します。 - 上記の人口メッシュと浸水想定区域データを重ね、浸水想定区域内人口を算出します。(浸水想定区域が一部にかかるメッシュについては、面積按分) - 行政区域内人口に対する浸水想定区域内人口の割合を算出します。	
備考 500mメッシュ人口データ - 土地利用メッシュデータの非可住地(森林、河川・湖沼) 重なる部分は人口0人として扱う(人口を可住地部分に配分) - 非可住地除外処理済の人口メッシュデータ - 浸水想定区域データ 重なる部分の人口を算出(浸水想定区域の境界がかかる人口メッシュは面積按分で算出)  	
■更新頻度 国勢調査にあわせて5年に一度	
■使用データ	
国勢調査 500m メッシュ人口データ(2015、2020)	
国土数値情報 - 浸水想定区域データ(2025) - 土地利用細分メッシュデータ(100m メッシュ)(2021)	

Q & A

Q. 誘導区域を設定しているにもかかわらず、国土交通省からのデータで誘導区域内人口が「－」となっています。何故でしょうか。

A. 都市計画決定GISデータにより算出しています。当該データを国に提出いただいていない場合は、算出が出来ず「－」となります。GISデータの提出をお願いします。

Q. 居住誘導区域の人口が面積按分で算出されていますが、これまで本市町村で算出してきた方法と違います。この場合の扱いは？

A. 国土交通省で全国一律の考え方に基づくデータを算出するため、面積按分による算出方法を採用していますが、市町村による算出方法を否定するものではありません。市町村によって、地形や建物立地等の状況は異なるため、より実態に近い算出方法を市町村独自で用いていただいて構いません。

Q. 算出されているデータと現場の状況を比較すると、乖離があります。どうすればよいのでしょうか？

A. 市町村において都市の状況は異なりますので、データを参考にしながら現場の実態に即した形で判断をお願いします。

(2) まちづくりの健康診断 様式Bについて

様式B「取組状況評価等」		作成者	市町村	更新頻度	毎年																																				
インプット指標 ○誘導施策 立地適正化計画作成以前の取組もチェック可能（ただし、作成年度より10年以上前の取組については不可とする）。 ☐ 居住誘導区域内における居住誘導に係る補助制度（家賃、移転等） ☐ 居住誘導区域内における居住誘導に係る金融支援（フラット35優遇等） ☐ 都市機能誘導区域内における誘導施設（医療、介護福祉、商業、行政機能等※1）の行政による整備 ☐ 都市機能誘導区域内における誘導施設（オフィス、インキュベーション施設、集客施設等※2）の行政による整備 ☐ 都市機能誘導区域内における誘導施設（医療、介護福祉、商業、行政機能等※1）の民間主体による整備 ☐ 都市機能誘導区域内における誘導施設（オフィス、インキュベーション施設、集客施設等※2）の民間主体による整備 ☐ 交通結節点の整備 ☐ 誘導区域間のアクセス道路の整備や公共交通軸サービスレベル確保への支援 ☐ 法令に基づく届出以前での事前相談実施 ☐ 動合基準の明確化 活用実績あり ※1：都市再生法第21条第1項で規定する都市機能増進施設をいう ※2：令和4年7月1日現在、都市再生特別措置法第3条第6項で規定する特定業務施設等に相当するものをいう ○都市計画制度 ☐ 都市機能誘導区域内における誘導施設 ☐ 都市計画制度上の優遇（用途、容積緩和等） ☐ 都市機能誘導区域内における誘導施設 ☐ オフィス、インキュベーション施設、集客施設等※2）の都市計画制度上の優遇（用途、容積緩和等） ☐ 市街化区域の見直し ☐ 居住調整地域の設定 ☐ その他住宅系用途制限に係る地域地区の設定等 ☐ 都市計画法第34条第11号、第12号に基づき（条例区域の明確化等） ○その他 ☐ 地域公共交通計画、公共施設等総合管理計画（個別施設計画、流域水害対策計画）との連携性確保 ☐ 都道府県と連携した誘導施策の実施 ☐ 周辺市町村と連携した誘導施策の実施 ☐ 乗合/バス路線の維持のための施策の実施 ☐ （具体的な内容が記載可能であればこちらのセルに記入） ☐ 乗合/バス会社が撤退したエリアの交通を維持するための取組 ☐ （具体的な内容が記載可能であればこちらのセルに記入） ☐ 上記以外の施策 ☐ （該当があればこちらのセルに記入） ○防災施策 立地適正化計画作成以前の取組もチェック可能（ただし、作成年度より10年以上前の取組については不可とする）。 ☐ 防災指針作成（見込み含む） ☐ 【リスク分析・抽出】 ☐ 災害ハザードエリアの指定状況と居住誘導区域の設定に関する分析 ☐ 災害ハザードエリアの指定状況に加えて、お詳細な災害リスクの分析 （例：遡水継続時間や等価等価、震災時における延焼分析、災害時の孤立見込み等） ☐ 被害対象を減少させる避難路や避難施設等の立地や整備状況を踏まえた災害リスクの分析 ☐ 河川整備や雨水貯留施設等の整備等、将来に渡る実施見込みも含めた取組を踏まえた災害リスクの分析 ☐ 【対応策】 ☐ 災害リスクが相対的に高いエリアの居住誘導区域からの除外 ☐ 災害リスクが相対的に高いエリアを居住誘導区域に含めた場合における、避難路・避難施設の整備等被害対象を減少させる取組の実施 ☐ 災害リスクが相対的に高いエリアにおける、重要施設に対する防災対策の実施 ☐ 災害リスクが相対的に高いエリアからの移転や居住抑制を図る支援制度の整備 ☐ 災害リスクが相対的に高いエリアからの都市機能の移転や移転支援等の措置 ☐ 災害リスクが相対的に高いエリアを居住誘導区域に含めた場合における、エリア内における建築や土地利用に係るルールの設定 ☐ 災害リスクが相対的に高いエリアにおける歩行者を含めた避難対策の実施（帰宅困難者、外国人対応等） ☐ 河川整備や雨水貯留施設等の整備、リスク軽減につながる管理に関する管理との実施に向けた調整の実施 ☐ 復興まちづくりの目標や実施方針の事前検討 ☐ 都市計画法第34条第11号、第12号に基づき（条例区域から災害イエローゾーンへの除外） ☐ 災害イエローゾーンを都市計画法第34条第11号、第12号に基づき（条例区域に含めている場合、社会経済活動の継続が困難になる等の地域の実情に照らし合わせを導かない場合に指定され、かつ、安全性が確保された適切な条例区域の設定） ☐ 迅速な避難を行うためのソフト対策の実施 特殊要因 ☐ おおむね過去5年間に大規模な災害（激甚災害等）が発生し、人口及び都市機能の立地に大きな影響が生じた可能性が高い ☐ （該当があればこちらのセルに記入） ☐ おおむね過去5年間に地域内（周辺市町村含む）の大規模な企業や工場等の撤退、進出があり、人口及び都市機能の立地に大きな影響が生じた可能性が高い ☐ （該当があればこちらのセルに記入） <tr> <td>目 的</td> <td colspan="5">計画の実効性の観点から、数値のみならず、どの程度立地適正化計画に資する施策に取り組んだかという施策の取組状況について把握します。</td> </tr> <tr> <td>内 容</td> <td colspan="5">チェックリストを用いて施策の実施状況を確認します。</td> </tr> <tr> <td>留意点</td> <td colspan="5">様式Aを踏まえて、すべての項目を市町村が入力します。2年目以降は更新がないか確認します。</td> </tr> <tr> <td>記 載 項 目</td> <td colspan="4"></td> <td>参 照 先</td> </tr> <tr> <td>インプット指標</td> <td colspan="4"> ・誘導施策の実施状況 ・都市計画制度の運用状況 ・その他、関連施策の実施状況 ・防災関連のリスク分析・抽出、対応策 等 </td> <td> 33 ページ ～ 43 ページ </td> </tr> <tr> <td>特殊要因</td> <td colspan="4"> ・大規模災害の影響、大規模企業や工場等の撤退・進出 等 </td> <td>43 ページ</td> </tr>						目 的	計画の実効性の観点から、数値のみならず、どの程度立地適正化計画に資する施策に取り組んだかという施策の取組状況について把握します。					内 容	チェックリストを用いて施策の実施状況を確認します。					留意点	様式Aを踏まえて、すべての項目を市町村が入力します。2年目以降は更新がないか確認します。					記 載 項 目					参 照 先	インプット指標	・誘導施策の実施状況 ・都市計画制度の運用状況 ・その他、関連施策の実施状況 ・防災関連のリスク分析・抽出、対応策 等				33 ページ ～ 43 ページ	特殊要因	・大規模災害の影響、大規模企業や工場等の撤退・進出 等				43 ページ
目 的	計画の実効性の観点から、数値のみならず、どの程度立地適正化計画に資する施策に取り組んだかという施策の取組状況について把握します。																																								
内 容	チェックリストを用いて施策の実施状況を確認します。																																								
留意点	様式Aを踏まえて、すべての項目を市町村が入力します。2年目以降は更新がないか確認します。																																								
記 載 項 目					参 照 先																																				
インプット指標	・誘導施策の実施状況 ・都市計画制度の運用状況 ・その他、関連施策の実施状況 ・防災関連のリスク分析・抽出、対応策 等				33 ページ ～ 43 ページ																																				
特殊要因	・大規模災害の影響、大規模企業や工場等の撤退・進出 等				43 ページ																																				

<インプット指標のチェック基準>

インプット指標に記入する内容は下表のチェック基準をもとに判断してください。なお、誘導施策の活用実績欄は、立地適正化計画の作成以降に実績があればチェックをお願いします。チェックの判断が難しい場合は、チェック例の「含めてよい事例」「含めてはならない事例」を参考に
するほか、必要に応じて都道府県や地方整備局等への相談も可能です。

インプット指標			
○誘導施策			
チェック項目	チェック基準	チェックの例	
		含めてよい事例	含めてはならない事例
① 居住誘導区域内における居住誘導に係る補助制度（家賃、移転等）	居住誘導区域内に新たに居住する人を対象にした家賃や移転の費用を補助する取組を実施しているか	居住誘導区域内にある民間賃貸住宅に入居する方や新たに自己居住用住宅を建設する方に対し、引っ越し費用や建設費の一部を助成	<u>居住誘導区域内外で補助率や補助額に差がない場合は該当しない</u>
② 居住誘導区域内における居住誘導に係る金融支援（フラット35優遇等）	居住誘導区域内に新たに居住する人を対象にした、フラット35における金利の引き下げ等を実施しているか	居住誘導区域内の住宅取得や区域外から区域内へ移転する場合における、フラット35の金利引き下げ	子育て世代や移住者等の住宅取得に対する財政支援とあわせて、フラット35の金利引き下げ ※ <u>居住誘導区域内に限定した施策ではないため、該当しない</u>
		居住誘導区域内に新たに住宅を建設した場合における固定資産税、都市計画税等に関する独自の優遇制度の設定	全国共通の固定資産税、都市計画税等に関する優遇制度
③ 都市機能誘導区域内における誘導施設（医療、介護福祉、商業、行政機能等）の行政による整備	都市機能誘導区域内において、誘導施設として位置づけた施設の整備を行政自らが実施しているか	誘導施設に該当する図書館や子育て支援施設等の行政施設を、行政自らが事業主体として整備する場合	都市機能誘導区域内で民間が主体となり整備される施設に対して、行政が補助等財政支援を行う場合
④ 都市機能誘導区域内における誘導施設（オフィス、インキュベーション施設、集客施設等）の行政による整備	都市機能誘導区域内において、誘導施設として位置づけた施設の整備を行政自らが実施しているか	誘導施設に該当するインキュベーション施設や集客施設等の行政施設を、行政自らが事業主体として整備する場合	都市機能誘導区域内で民間が主体となり整備される施設に対して、行政が補助等財政支援を行う場合

チェック項目	チェック基準	チェックの例	
		含めてよい事例	含めてはならない事例
⑤ 都市機能誘導区域内における誘導施設(医療、介護福祉、商業、行政機能等)の民間主体による整備	誘導施設等の都市機能増進施設に該当する民間施設に対して、その整備や税制上の優遇措置を実施しているか	誘導施設に該当する病院や公益施設等の民有施設について、行政が定める計画に都市機能誘導区域への誘導を即地的に定めた上で、民間事業者が事業主体となり、施設整備に対する行政からの補助(都市構造再編集集中支援事業等)を受けて整備する場合 民間誘導施設等整備事業計画に基づく一般財団法人民間都市開発推進機構による整備資金への支援 誘導施設(医療、介護福祉、商業、行政機能等)に該当する場合の固定資産税、都市計画税の減免	—
⑥ 都市機能誘導区域内における誘導施設(オフィス、インキュベーション施設、集客施設等)の民間主体による整備	誘導施設等の都市機能増進施設に該当する民間施設に対して、その整備や税制上の優遇措置を実施しているか	誘導施設に該当する民間オフィスや集客施設等の民有施設について、行政が定める計画に都市機能誘導区域への誘導を即地的に定めた上で、民間事業者が事業主体となり、施設整備に対する行政からの補助(都市構造再編集集中支援事業等)を受けて整備する場合 民間誘導施設等整備事業計画に基づく一般財団法人民間都市開発推進機構による整備資金への支援 誘導施設(オフィス、インキュベーション施設、集客施設等)に該当する場合の固定資産税、都市計画税の減免	—

チェック項目	チェック基準	チェックの例	
		含めてよい事例	含めてはならない事例
⑦ 交通結節点の整備	誘導施策等に位置づけられた交通結節点の整備を行政主導で実施しているか	立地適正化計画に位置づけられた公共交通軸沿線における駅前広場やバスターミナル等の交通結節点整備	誘導区域外の郊外部における道の駅の整備 ※ <u>誘導区域外での取組は該当しない</u>
⑧ 誘導区域間のアクセス道路の整備や公共交通軸サービスレベル確保への支援	コンパクト・プラス・ネットワークの実現のために、公共交通機能の強化を実施しているか	公共交通軸の確保・充実のための走行環境等の整備	物流メイン、自家用車がメインの都市間交通を想定した幹線道路の整備
		誘導区域内、誘導区域間を結ぶ公共交通軸となるバスの運行頻度や運賃等サービスレベルの改善	高齢化の進んでいる地域の住民の移動手段となった地域福祉バスの運行支援 ※ <u>立地適正化計画と連動していない場合は該当しない</u>
⑨ 法令に基づく届出以前での事前相談実施	立地適正化計画に基づく届出※に関する事前相談（30日より前）の体制があるか ※ 詳細は、 <u>立地適正化計画の手引き【運用編】</u> P. 64を参照	宅建業者等不動産事業者との定期的な情報共有の場及び事前相談の場を設定 ※ <u>市町村からの働きかけが積極的</u>	届出制度の手引きを配布 立地適正化計画の概要及び趣旨説明を実施 区域内に立地するメリットを説明 ※ <u>市町村からの働きかけが消極的</u>
⑩ 勧告基準の明確化	居住誘導区域及び都市機能誘導区域に係る勧告にあたって明確な基準を設け周知しているか	土砂災害警戒区域及び100年確率50cm以上の浸水想定区域を勧告基準に設定	※ <u>勧告基準を設けていない場合</u>

○都市計画制度			
チェック項目	チェック基準	チェックの例	
		含めてよい事例	含めてはならない事例
① 都市機能誘導区域内における誘導施設（医療、介護福祉、商業、行政機能等）の都市計画制度上の優遇（用途、容積緩和等）	誘導施設の誘導や確保に対して、都市計画上の優遇措置を実施したか	住宅地内に誘導施設である小規模な商業施設や公共施設を誘導し、住民の利便性を高めるために居住環境向上用途誘導地区を指定 誘導施設を有する建築物を誘導するため、特定用途誘導地区を指定 誘導施設周辺における市街地環境の向上や保持を図るため、地区計画を策定	－
② 都市機能誘導区域内における誘導施設（オフィス、インキュベーション施設、集客施設等）の都市計画制度上の優遇（用途、容積緩和等）	誘導施設の誘導や確保に対して、都市計画上の優遇措置を実施したか	特定業務施設等を有する建築物を誘導するため、特定業務施設等誘導地区を指定	－
③ 市街化区域の見直し	コンパクトなまちづくりの実現のために、市街化区域を見直したか	居住誘導区域外となったエリアについて、人口動態を勘案し、逆線引きを実施 線引きを導入	宅地開発が活発なエリアについて、新たに市街化区域に編入 ※ <u>市街地の集約化に逆行するため該当しない</u> 市街化調整区域において、住居系の地区計画を策定 山林等、現に開発が想定されないエリアに限って線引きを廃止 線引きを廃止
④ 居住調整地域の設定	居住調整地域を設定したか	居住調整地域を設定	－
⑤ その他住宅系用途制限に係る地域地区の設定等	コンパクトなまちづくりの視点から住宅系用途制限に係る地域地区または地区計画を設定したか	工業地域、準工業地域において住宅系の用途を制限する特別用途地区を指定または地区計画を策定 非線引き都市計画区域において、住宅系の用途を制限する特定用途制限地域を指定または地区計画を策定	中高層階住宅専用地区やタワマン規制を想定した都心部における特別用途地区の指定 －
⑥ 都市計画法第34条第11号、第12号に基づく条例区域の明確化等	都市計画法第34条第11号、第12号に基づく条例区域の明確化等を実施したか	条例区域の廃止や条例区域の明示、無秩序な市街化が促進されないよう運用改善を実施	市街化調整区域の全域を条例区域として指定している場合や、条例区域を図面、地番等で客観的に明示していない場合

○その他			
チェック項目	チェック基準	チェックの例	
		含めてよい事例	含めてはならない事例
① 地域公共交通計画、公共施設等総合管理計画(個別施設計画、流域水害対策計画)との連動性確保	立地適正化計画における居住と都市機能の誘導、集積の方向性が関連計画においても整合、連動しているか	立地適正化計画に、地域公共交通計画に位置づけられた交通軸について即地的かつサービスレベル等について具体的に定められおり、交通軸への居住や誘導施設の誘導や、誘導区域に存する交通軸のサービスレベル向上等について双方の計画に記載(分析や取組等)している場合	地域公共交通計画と立地適正化計画を両方作成済みであるが、双方の計画が連携していない場合
		居住誘導区域や都市機能誘導区域への公共施設の統合、廃止や新設について公共施設等総合管理計画・個別施設計画へ位置づけている場合	立地適正化計画に公共施設等総合管理計画等のKPIを引用
		都市計画、立地適正化計画の誘導区域及び防災指針を踏まえて、流域水害対策計画において、浸水被害防止区域の指定を具体的に検討している場合 (例. 居住及び都市機能(特に要配慮者施設)に係る災害リスクを河川管理者及び土地利用担当者双方が共有し、居住誘導区域の見直し及び浸水被害防止区域の指定に向けた協議会を設置 等)	左記について、計画へ「今後検討する」とだけ記載している場合
② 都道府県と連携した誘導施策の実施	都道府県による関係市町村との調整や支援のもと、都市機能誘導に係る連携・役割分担や広域的な公共交通ネットワークの構築等の誘導施策を実施したか	広域的な立地適正化の方針を策定し、関係市町村の拠点が担う役割や機能分担の考え方を提示している場合	—
		広域的な地域公共交通計画を策定し、圏域における公共交通の再編や運行を行い効率化している場合	
③ 周辺市町村と連携した誘導施策の実施	市町村の発意のもと、関係市町村が連携して都市機能誘導に係る連携・役割分担や広域的な公共交通ネットワークの構築等の誘導施策を実施したか	広域的な立地適正化の方針を策定し、関係市町村の拠点が担う役割や機能分担の考え方を提示している場合	—
		広域的な地域公共交通計画を策定し、圏域における公共交通の再編や運行を行い効率化している場合	

チェック項目	チェック基準	チェックの例	
		含めてよい事例	含めてはならない事例
④乗合バス路線の維持のための施策の実施	乗合バス路線の維持に向けた施策等を実施したか	他の交通機関との接続の円滑化や利用促進に向けた施策の実施、路線再編等により改善を図った場合	国による財政支援のもと、赤字補填のみを行っている場合
⑤乗合バス会社が撤退したエリアの交通を維持するための取組	乗合バス会社が撤退したエリアの交通を維持するための施策等を実施したか	地域特性や需要に応じて、コミュニティバスやデマンド交通等の最適な運行形態による移動サービスを導入している場合	計画に「民間事業者の撤退後においても維持・確保を図る」と記載しているが、具体の施策を実施していない場合

○防災施策	
チェック項目	チェック基準
① 防災指針作成	・ 作成見込み（３年以内に作成予定、未公表）を含む

【リスク分析・抽出】	
チェック項目	チェック基準
② 災害ハザードエリアの指定状況と居住誘導区域の設定に関する分析	以下のすべてを満たしている場合にはチェック可 ・ 防災指針において、以下に示す災害ハザードエリアの指定状況を漏れなく図面等に整理している。※当該エリアが都市計画区域内に存在しない場合を除く ・ 居住誘導区域と災害ハザードエリアを重ね合わせ、居住誘導区域内の災害リスクを確認している 【法令で居住誘導区域に含めないこととされているエリア】 災害危険区域／土砂災害特別警戒区域／地すべり防止区域／急傾斜地崩壊危険区域 【運用指針で原則として居住誘導区域に含めないこととされているエリア】 津波災害特別警戒区域 【運用指針で対策の実施等を総合的に勘案して居住を誘導することが適切でないと判断される場合は、原則として居住誘導区域に含めないこととされているエリア】 浸水想定区域／土砂災害警戒区域／都市洪水想定区域・都市浸水想定区域／津波災害警戒区域／津波浸水想定（区域）
③ 災害ハザードエリアの指定状況に加えて、より詳細な災害リスクの分析（例、浸水継続時間や家屋等倒壊、震災時における延焼分析、災害時の孤立見込み等）	以下のような分析を１つでも行っている場合にはチェック可 ・ 多段階の浸水想定 ・ 河川施設整備前後の浸水想定 ・ 内外水統合型浸水ハザード情報 ・ 浸水想定区域図を用いた浸水しやすい地域の評価（堤防決壊点毎の浸水想定区域の重ね合わせによる浸水しやすい地点の抽出等） ・ 多段階の浸水想定区域図を用いた危険浸水深の発生しやすさ ・ ハザード情報※¹と都市の情報※²の重ね合わせによる分析 ・ 水害リスクマップを利用している ※１：浸水想定区域、浸水深、浸水到達時間、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害警戒区域、大規模盛土造成地、液状化危険度 等 ※２：家屋分布、避難施設分布、都市機能分布、道路網、アンダーパス、インフラ（上・下水、排水機場等）、人口分布、要配慮者分布 等
④ 被害対象を減少させる避難路や避難施設等の立地や整備状況を踏まえた災害リスクの分析	・ 避難施設への避難や避難路を使った避難が可能な地域（例：避難所〇〇m圏域は避難可能と扱う等）、避難が困難な地域の即地的抽出、災害時に避難対象となる人口の定量的評価等を行っている

チェック項目	チェック基準
⑤ 河川整備や雨水貯留施設等の整備等、将来に渡る実施見込みも含めた取組を踏まえた災害リスクの分析	- 河川整備後の浸水想定区域（洪水等）等、将来における災害リスク情報を用いた分析を行っている （河川整備事業の例） ○堤防整備 ○河道掘削等の河道改修 ○霞堤、遊水池等の洪水調節施設整備 ○雨水貯留浸透施設の整備 - 地震対策について、密集市街地の改善等将来における災害リスク情報を用いた分析を行っている （分析の例） ○密集市街地の改善の状況 ○建築物の耐震化・不燃化の状況 ○延焼遮断帯や空地の配置状況 ○狭隘道路の状況

【対応策】

チェック項目	チェック基準
⑥ 災害リスクが相対的に高いエリアの居住誘導区域からの除外	- 居住誘導区域から、原則として居住誘導区域に含めないこととされている区域が除外されている - 居住誘導区域から、総合的に判断し、適切でないと判断される場合は、原則として含めないこととすべき区域がおおむね除外されているか、当該区域が居住誘導区域に含まれている場合には、被害の軽減や回避、避難等に掛かる防災対策を位置づけている 【法令で居住誘導区域に含めないこととされているエリア】 災害危険区域※／土砂災害特別警戒区域／地すべり防止区域／急傾斜地崩壊危険区域 ※都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」（令和8年5月27日法律第23号）の施行の日から3年以内に居住誘導区域から全域除外 【運用指針で原則として居住誘導区域に含めないこととされているエリア】 津波災害特別警戒区域 【運用指針で対策の実施等を総合的に勘案して居住を誘導することが適切でないと判断される場合は、原則として居住誘導区域に含めないこととされているエリア】 浸水想定区域／土砂災害警戒区域／都市洪水想定区域・都市浸水想定区域／津波災害警戒区域／津波浸水想定（区域）
⑦ 災害リスクが相対的に高いエリアを居住誘導区域に含めた場合における、避難路・避難施設の整備等被害対象を減少させる取組の実施	防災指針における具体的な取組として、避難路・避難施設の整備等、被害対象を減少させる取組について、実施対象とするエリアを明確に示したうえで位置づけ、その目標、スケジュールを示している

チェック項目	チェック基準
⑧ 災害リスクが相対的に高いエリアにおける、重要施設に対する防災対策の実施	・ 災害発生時にも必要最低限の行政機能、日常生活機能を提供する都市機能や、応急措置、復旧を支える都市機能を有する施設に対し、防災対策が実施されている (施設の例) ○行政庁舎 ○医療機関 ○社会福祉施設 ○一時避難機能を有する公共施設、民間施設 ○食料品を扱う商業施設 (防災対策の例) ○耐震化 ○防災倉庫等の設置、非常用物資の確保 ○敷地の嵩上げ、浸水範囲外での立地 ○止水版設置等の浸水対策 ○非常用電源の確保
⑨ 災害リスクが相対的に高いエリアからの移転や居住抑制を図る支援制度の措置	・ 都市再生特別措置法に基づく居住の誘導(届出制度の運用)に加えて、災害リスクが相対的に高いエリアからの移転や居住抑制を図る支援を行っている (支援策の例) ○居住誘導区域内での住宅整備や転居に対する支援(補助金等) ○災害リスクが高いエリアからの移転に対する支援(補助金等) ○居住誘導区域内の空き家利活用に関する支援(補助金、空き家バンク等の運用等) ○居住誘導区域内の住居に対する嵩上げ、防災対策に対する支援(補助金等)
⑩ 災害リスクが相対的に高いエリアからの都市機能の移転や移転支援等の措置	・ 都市再生特別措置法に基づく都市機能の誘導(届出制度の運用)に加えて、災害リスクが相対的に高いエリアからの移転を図る支援を行っている (支援策の例) ○都市機能誘導区域内での誘導施設整備に対する支援(補助金等) ○災害リスクが高いエリアからの移転に対する支援(補助金等) ○都市機能誘導区域内でのテナントが入居可能な施設の整備・運営(チャレンジショップ、空き家活用等)
⑪ 災害リスクが相対的に高いエリアを居住誘導区域に定めた場合における、エリア内における建築や土地利用に係るルールの設定	・ 災害リスクが相対的に高いエリア内における建築や土地利用に関するルールを設定している (ルールの例) ○災害危険区域制度の活用による建築の制限 ○地区計画による建築物の形態や用途に関する制限(敷地の地盤面の高さや居室の床面の高さの最低限度の設定、耐火基準の設定(壁面位置の制限等)等) ○特定用途誘導地区制度の活用による災害リスクに対する安全性の高い施設の誘導等のルールの設定
⑫ 災害リスクが相対的に高いエリアにおける来訪者を含めた避難対策の実施(帰宅困難者、外国人対応等)	・ 来訪者にも対応した防災指針の見直しや防災施設整備、防災施設の維持管理に関する協定の締結など、防災対策が実施されている (防災対策の例) ○防災指針に特定業務施設等の誘導に係る安全確保を位置づけ ○防災施設管理協定を締結し、帰宅困難者等の一時滞在施設として使用することや備蓄倉庫の確保、発災時の物資の供給等について記載

チェック項目	チェック基準
⑬ 河川整備や雨水貯留施設等の整備、リスク軽減につながる管理に関する管理者との実施に向けた調整の実施	・ 防災指針に記載される河川整備や内水対策に関する事業の実施、公共施設の防災対策に向けた具体的な調整を、それぞれの公物管理者と行っている (調整内容の例) ○作成の体制やモニタリング体制に河川管理者を含めている ○防災指針への記載にあたって個別のヒアリングや照会を実施している
⑭ 復興まちづくりの目標や実施方針の事前検討	・ 「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」及び「事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン」に基づいた検討を行い、事前防災の観点から、発災前からの居住や都市機能の誘導及びそれに要する施策を都市計画マスタープランや立地適正化計画、事前復興まちづくり計画等に位置づけている なお、以下の場合はチェック基準を満たしていないこととする ・ 目標や実施方針の事前検討の記載がなく、復興体制や手順の事前検討、復興訓練の実施、基礎データの事前整理や分析のみを記載している場合 ・ 目標や実施方針の事前検討に居住や都市機能の誘導の観点が含まれない場合
⑮ 都市計画法第 34 条第 11 号、第 12 号に基づく条例区域から災害イエローゾーン※の除外	【回答対象：市街化調整区域を有し、条例区域を定めている市町村のみ】 (一部でも含まれている場合はチェックせず、⑯へ回答) ・ 都市計画法第 34 条第 11 号又は第 12 号に基づく条例区域がある場合、災害イエローゾーン※をすべて条例区域から除外している ※災害イエローゾーン：土砂災害警戒区域、浸水想定区域（洪水等の発生時に生命または身体に著しい危害が生ずる恐れがある土地の区域に限る）
⑯ 災害イエローゾーン※を都市計画法第 34 条第 11 号、第 12 号に基づく条例区域に含めている場合、社会経済活動の継続が困難になる等の地域の実情に照らしやむを得ない場合に限定され、かつ、安全性が確保された適切な条例区域の設定	【回答対象：市街化調整区域を有し、条例区域を定めている市町村のみ】 (⑮にチェック (○) が付いている市町村は確認不要) ・ 災害イエローゾーンを都市計画法第 34 条第 11 号又は第 12 号に基づく条例区域に含めている場合、その必要性及び適切性について検証し、災害の発生状況や近年の気候変動の影響等も踏まえ、条例区域の見直しを随時実施した上で、社会経済活動の継続が困難になる等の地域の実情に照らしやむを得ない場合に限定されている ・ 加えて、条例区域に含む土地の区域が以下のいずれかを満たし、安全性が確保された適切な条例区域の設定がなされている 【土砂災害警戒区域】 ① 土砂災害が発生した場合に、土砂災害防止法第 8 条第 1 項に基づき市町村地域防災計画に定められた同項第 2 号の避難場所への確実な避難が可能な土地の区域 ② 土砂災害を防止し、又は軽減するための施設の整備等の防災対策が実施された土地の区域 ③ ①又は②と同等以上の安全性が確保されると認められる土地の区域 【浸水想定区域】 ① 洪水等が発生した場合に、水防法第 15 条第 1 項に基づき市町村地域防災計画に定められた同項第 2 号の避難場所への確実な避難が可能な土地の区域 ② 開発許可等に際し都市計画法第 41 条第 1 項の制限又は第 79 条の条件として安全上及び避難上の対策の実施を求めることとする旨を、条例や審査基準等で明らかにした土地の区域 ③ ①又は②と同等以上の安全性が確保されると認められる土地の区域

チェック項目	チェック基準
⑦ 迅速な避難を行うためのソフト対策等の実施	・ 下記のようなソフト対策を防災指針に位置付けている（ソフト対策の例） ○マイタイムラインの作成（促進） ○ハザードマップの配布、周知 ○緊急避難路や避難施設情報の周知 ○緊急時の情報伝達体制の構築 ○大規模災害の発生を想定した避難訓練の実施 ○市民に対する防災教育の実施

特殊要因		
チェック項目	チェック基準	チェックの例 含めてはならない事例
① おおむね過去5年間に大規模な災害（激甚災害等）が発生し、人口及び都市機能の立地に大きな影響が生じた可能性が高い	・ 災害の発生や、居住・都市機能の立地に影響しうる産業動向の変化等、都市政策の取組状況によらない不可抗力による指標への影響が想定されるか	—
② おおむね過去5年間に地域内（周辺市町村含む※）の大規模な企業や工場等の撤退、進出があり、人口及び都市機能の立地に大きな影響が生じた可能性が高い		予定した公共施設の整備遅延、市の政策の見直し、大規模商業施設の進出、公共交通の減便

※自らの市町村で抑制的な運用をしていたとしても、周辺市町村で無秩序な郊外開発を許容していた場合、その影響を受けることも想定されます。

Q & A

Q. 現在、導入を検討している施策は書き込んでいいのでしょうか。

A. 取組の実施状況を確認するための様式となりますので、未実施の施策については記入しないでください。

Q. チェック項目にない施策でも、コンパクト・プラス・ネットワークに関連した取組として本市町村では重点的に施策を実施しています。この施策は評価されないのでしょうか。

A. 様式B「その他」に自由記載欄を設けています。該当する施策名を記入してください。

（参考）立地適正化計画を未作成の市町村について

立地適正化計画を未作成の市町村については、既に計画を作成済み市町村との比較や、擬似的に設定した誘導区域に基づく分析結果の確認を通じて、計画作成の必要性について検討することが望まれます。

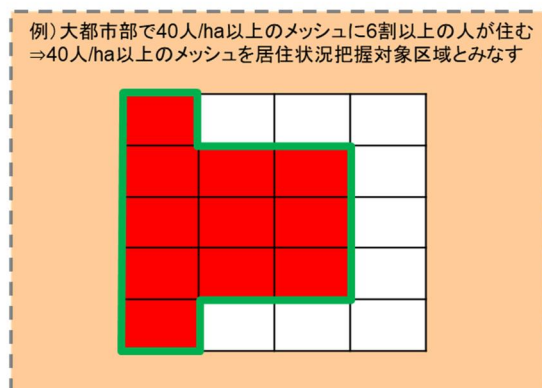
立地適正化計画を作成済みの市町村では、居住誘導区域や都市機能誘導区域を設定し、密度・集積の経済を生かしながら人口減少や高齢化への対応、防災・減災の推進、市街地の拡散に伴う行財政の非効率化の抑制等の課題に対応する取組を進めています。

このため、未作成の市町村においては、地域の実情を踏まえつつ、立地適正化計画の作成について積極的に検討することが望まれます。

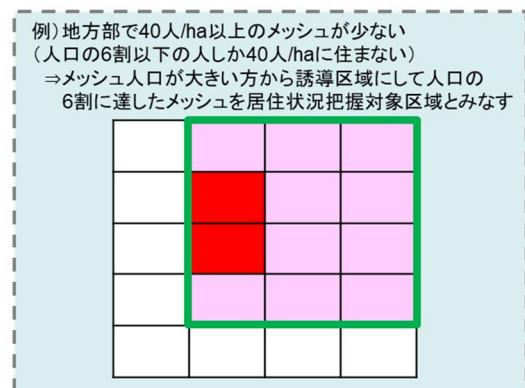
<未作成市町村における居住状況把握対象区域の設定方法>

立地適正化計画を未作成の市町村については、市街地における居住状況の変化を的確に捉えていただくため、市街化区域設定の一つの目安でもある40人/haを一つの基準として基準を満たすメッシュをつなぎ合わせ、居住状況把握対象区域を作成しています。なお、人口規模が小さい市町村等40人/haを満たすメッシュが6割※満たない場合は、人口密度の大きい順に総人口の6割に達するまで、メッシュを追加して作成しています。

40人/haのメッシュが多い市町村における居住状況把握対象区域



40人/haのメッシュが少ない市町村における居住状況把握対象区域



-  居住状況把握対象区域
-  40人/ha以上のメッシュ
-  40人/ha未満で人口が大きい順に総人口の6割に達するまで足し合わせたメッシュ

【図 居住状況把握対象区域の設定イメージ】

※ 40人/haを満たすメッシュが6割：

令和6年度時点で立地適正化計画作成済みの市町村における居住誘導区域内に含まれる人口の割合の平均値、中央値を参考に設定。

参考

(1) 参考資料

■立地適正化計画の手引き・関連制度・関連資料・支援施策等

◇立地適正化計画の手引き【基本編】

◇立地適正化計画の手引き【資料編】

◇立地適正化計画の手引き【Q&A編】

https://www.mlit.go.jp/en/toshi/city_plan/compactcity_network.html

■立地適正化計画の実効性の向上に向けたあり方検討会

◇持続可能な都市構造の実現のための『立適+（プラス）』

本編）https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/content/001855555.pdf

概要版）https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/content/001846370.pdf

■都市計画運用指針

◇都市計画運用指針 第13版

https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/crd_city_plan_fr_000008.html

(2) 問い合わせ先

【問い合わせ窓口】

○北海道開発局 事業振興部 都市住宅課	TEL : 011-709-2311(5879)
○東北地方整備局 建政部 都市・住宅整備課	TEL : 022-225-2171(6165)
○関東地方整備局 建政部 都市整備課	TEL : 048-601-3151(6175,6178)
○北陸地方整備局 建政部 都市・住宅整備課	TEL : 025-280-8880(6165)
○中部地方整備局 建政部 都市整備課	TEL : 052-953-8573(6165)
○近畿地方整備局 建政部 都市整備課	TEL : 06-6942-1141(6165)
○中国地方整備局 建政部 都市・住宅整備課	TEL : 082-221-9231(6165)
○四国地方整備局 建政部 都市・住宅整備課	TEL : 087-851-8061(6166,6196,6194)
○九州地方整備局 建政部 都市整備課	TEL : 092-471-6331(6165,6172)
○沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課	TEL : 098-866-0031(3186,3187)

【制度問い合わせ窓口】

○国土交通省 都市局 都市計画課	TEL : 03-5253-8111(32668,32686)
------------------	---------------------------------

(3) 改訂履歴

初版	令和7年7月
第二版（第1回改訂版）	令和8年7月

【改訂履歴】

(第二版)

様式A

【データの追加】

(基礎情報)

- ・市街化調整区域に関する情報
- ・人口集中地区に関する情報（人口・面積・人口密度等）
- ・就業状況に関する情報（昼夜間人口比率・自市町村に就業・通学している総数等）

(直接指標)

- ・（補足指標）一定の都市機能の区域別施設数の追加
- ・参考図（1）～（3）の追加

(間接指標)

- ・乗合バス運行回数ランク別人口割合、乗合バス運行回数ランク別指標の追加
- ・固定資産税収（土地）の推移、財政力指数の追加
- ・参考図（4）～（5）の追加

【データの修正】

- ・就業状況に関する情報

⇒立地適正化計画策定都市を対象に配布した様式C「その他参考情報」の「都市の昼夜間人口比率（2015年→2020年）」及び「従業・通学者数の増減率（2015年→2020年）」において、2015年では国勢調査による不詳補完前データ、2020年では国勢調査による不詳補完後データを用いていたため、2015年のデータを不詳補完後データに修正、これに伴う割合を合わせて修正

- ・確認情報におけるメッシュデータの参照先ホームページを「地図で見る統計 jSTAT MAP」(<https://jstatmap.e-stat.go.jp/trialstart.html>)に変更

様式B

【項目の追加】

(誘導施策)

- ・都市機能誘導区域内における誘導施設（オフィス、インキュベーション施設、集客施設等）の行政による整備
- ・都市機能誘導区域内における誘導施設（オフィス、インキュベーション施設、集客施設等）の民間主体による整備

(都市計画制度)

- ・都市機能誘導区域内における誘導施設（オフィス、インキュベーション施設、集客施設等）の都市計画制度上の優遇（用途、容積緩和等）

(その他)

- ・都道府県と連携した誘導施策の実施
- ・周辺市町村と連携した誘導施策の実施
- ・乗合バス路線の維持のための施策の実施
- ・乗合バス会社が撤退したエリアの交通を維持するための取組

(防災)

- ・災害リスクが相対的に高いエリアにおける来訪者を含めた避難対策の実施